

一般廃棄物処理基本計画

令和4年度

安平・厚真行政事務組合

**（ 安 平 町
厚 真 町 ）**

目 次

第1章	計画策定の主旨	1
1-1	はじめに	1
1-2	本計画の位置づけ	2
1-3	計画策定期間	3
1-4	組合による処理の経緯	3
第2章	地域の概況	5
2-1	自然環境	5
2-2	社会環境	7
2-3	構成町の総合計画	13
第3章	ごみ処理の現状	14
3-1	ごみ処理の流れ	14
3-2	ごみ排出実績	16
3-3	収集・運搬	22
3-4	中間処理	26
3-5	最終処分	30
3-6	ごみの減量施策	31
3-7	ごみ処理システムの評価	34
3-8	ごみ処理における動向	38
3-9	ごみ処理における課題	46
第4章	ごみ処理の基本方針	48
4-1	ごみ処理の基本方針	48
4-2	計画の目標	49
4-3	数値目標の設定	49
第5章	ごみ排出量の推計	52
5-1	将来人口の推計	53
5-2	ごみ排出量の現状推計	53
5-3	減量後のごみ排出量の推計	58
第6章	ごみ処理基本計画	66
6-1	基本方針に基づく住民・事業者・構成町・組合の行動指針	66
6-2	ごみ減量化・再生利用計画	69

6-3	収集運搬計画	70
6-4	中間処理・最終処分計画	71
6-5	その他の計画	73
第7章	インフラ長寿命化計画（行動計画）	74
7-1	背景及び計画の目的	74
7-2	対象施設	74
7-3	計画期間	74
7-4	対象施設の現状と課題	75
7-5	中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し	76
7-6	必要施策に係る取組の方向性	77
7-7	フォローアップ計画	77

資料編

- 1 ごみ処理システムの評価
- 2 ごみ排出量・処理量の推計

第1章 計画策定の主旨

1-1 はじめに

安平・厚真行政事務組合（以下、「組合」と言います。）は、平成29年度（2017年度）に「一般廃棄物処理基本計画」を改訂し（以下、「現計画」と言います。）、ごみの減量、資源物の分別推進、苫小牧市との広域処理等、循環型社会形成に向けた施策を講じてきました。

一方、国は、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の制定後、各種リサイクル関連法の整備・改正を行うとともに関連計画を策定してきました。近年では、平成30年6月に「第四次循環型社会推進基本計画」を策定し、第三次循環基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示し、各主体との連携のもと、環境保全を前提とし、3Rの推進等、国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を政府全体で一体的に実行していくこととしています。

また、北海道においても、循環型社会の形成を加速させるための具体的な指針として策定された「北海道循環型社会形成推進基本計画」の後継計画となる「北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）」を令和2年3月に策定し、この基本計画における廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画（第5次）」も令和2年3月に策定しました。

本計画は、現計画の策定から5年が経過し、令和4年度は中間目標年次にあたることから、現計画の見直しと達成状況を確認し、インフラ長寿命化計画を盛り込んだ、令和14年度を目標年次とする新たな一般廃棄物処理基本計画を策定するものであります。

令和5年2月

安平・厚真行政事務組合長 及 川 秀一郎

1-2 本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」と言います。）」の第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみ処理基本計画」について定めるものです。

本計画は、10～15年の長期的視点に立った組合のごみ処理基本方針を定め、事業実施にあたっては、本計画に基づき年度毎に「実施計画」を策定し、推進するものとします。

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に基づく計画のひとつとして位置づけられていることから、本計画は、今後の発展方向と展開すべき施策を明らかにし、計画的なまちづくりを進めるために策定された構成町の総合計画を踏まえて策定します。



図 1-1 本計画の位置づけ

1-3 計画策定期間

現計画は、策定年次を平成29年度（2017年度）、計画期間を平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間としています。また、計画の見直し等を行うため、令和4年度（2022年度）を中間目標年次として設定しています。

本計画は、計画策定から5年目の中間見直しに併せ、現計画にインフラ長寿命化計画を含めることから、計画期間を令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とする新たな一般廃棄物処理基本計画を策定します。

（参 考）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

環整第233号 平成4年8月13日

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

第1 一般廃棄物に関する事項

1 一般廃棄物処理計画

- (1) 市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。

なお、基本計画は、目標年次をおおむね10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度	R13年度 2031年度	R14年度 2032年度
本計画	計画策定年次	長期におけるごみ処理の基本的方向・事項									
						中間目標年次					計画目標年次

1-4 組合による処理の経緯

1. 設立経緯

昭和44年（1969年）4月に旧早来町と厚真町の二町で「早来厚真衛生組合」を設立、更に、昭和58年（1983年）3月に旧追分町が加入して「早来厚真追分衛生組合」に名称を変更、同年5月に「東胆振三町広域行政事務組合」に名称を変更し、三町のごみの収集運搬、処理の業務の運営を行ってきました。平成18年（2006年）3月に、構成町の旧早来町と旧追分町が合併により安平町となったことから、名称を「安平・厚真行政事務組合」に変更し、現在に至っています。

2. 広域処理の経緯

昭和59年（1984年）に高速堆肥化施設である有機物供給センター（処理量10t/日）が竣工、昭和61年（1986年）に焼却施設（処理量15t/日）、破碎施設（処理量10t/日）で構成される塵芥処理場が竣工し、「生ごみ」、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」の3区分によるごみ処理が行われてきました。

その後、平成7年（1995年）6月に、設備の老朽化に伴い有機物供給センターを休止し、平成9年（1997年）8月から生ごみ堆肥化処理の民間委託を行っています。

更に、平成9年（1997年）1月の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（旧厚生省）」の策定、同年6月の「廃棄物処理法」の改正、同年12月の「ごみ処理の広域化計画（北海道）」の策定、平成11年（1999年）7月の「ダイオキシン類対策特別措置法」の公布に伴い、焼却施設の構造基準及び維持管理基準が強化され、複数自治体の連携による広域処理の実施が求められました。このような背景のもと、組合は、老朽化が進んだ焼却設備に対して構造基準を遵守するための改修は財政的に困難かつ適切ではないと判断し、苫小牧市との広域処理を決断しました。

平成13年（2001年）1月に苫小牧市との間で一般廃棄物広域処理協定調印が行われ、同年3月からごみ分別を「生ごみ」、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「ペットボトル」、「紙パック」、「缶」、「びん」及び「有害ごみ」の8区分に変更し、同年7月から、苫小牧市との広域処理を行っています。平成22年（2010年）4月からは「プラスチック」、平成25年（2013年）7月からは「紙類」及び「剪定枝」を新たな分別区分として追加し、現在は11区分となっています。

なお、苫小牧市との広域処理を行っている分別区分は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「ペットボトル」、「紙パック」、「びん」、「プラスチック」、「紙類」、「剪定枝」及び「有害ごみ」の9区分となっています。

第2章 地域の概況

2-1 自然環境

1. 位置と面積

構成町は北海道の南西部に位置しており、構成町区域の北には夕張市、東にはむかわ町、西には千歳市・苫小牧市が隣接しています。新千歳空港や苫小牧港からも近く、交通の利便性に恵まれています。構成町区域の総面積は、約642km²となっています。

2. 地勢

構成町区域の北部には夕張山系、北西部には馬追丘陵が南北に連なっており、これらに囲まれる形で丘陵地帯が形成されています。また、東部の山間地を水源とする安平川、厚真川が太平洋まで貫流しています。



資料：面積は各町総合計画より

図 2-1 構成町の位置図

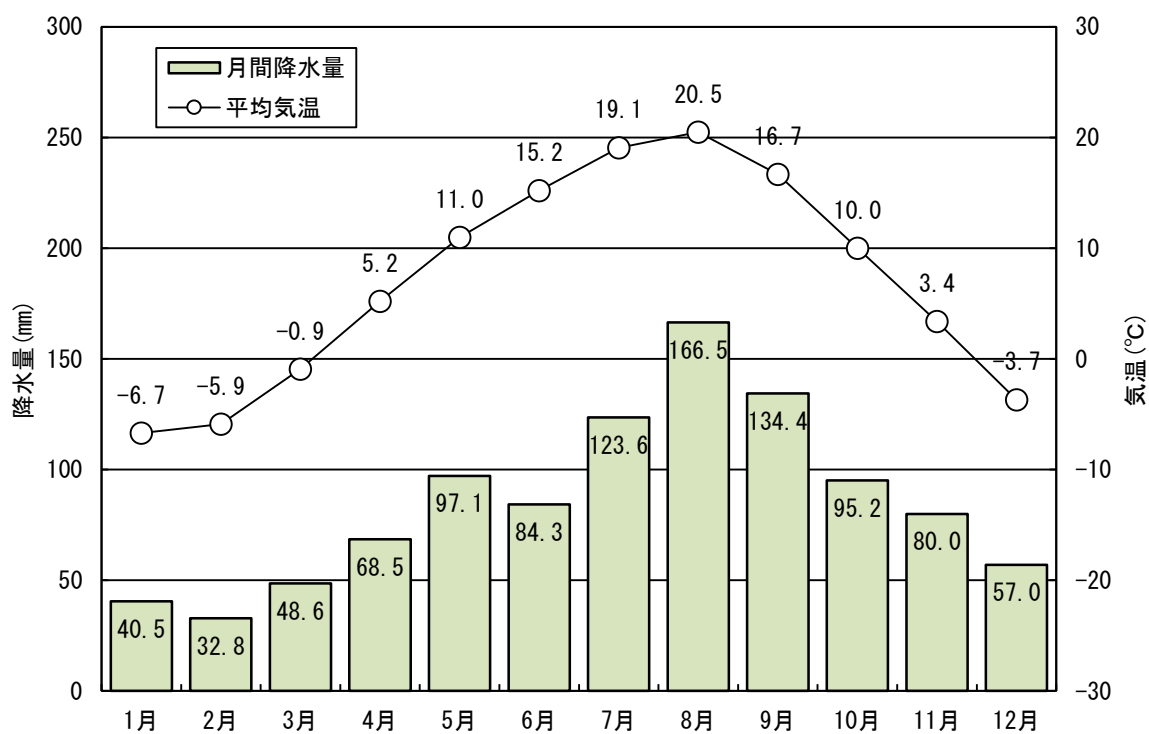
3. 気象

過去30年間（平成3年（1991年）～令和2年（2020年））の気象データの平年値を表 2-1 に、降水量及び気温の月ごとの推移を示したグラフを図 2-2に示します。構成町区域は主に内陸性気候です。降水量は年間1,000mm前後であり、7月から9月にかけて多い傾向があります。気温は寒暑の差が非常に大きく、8月で最も高く、1月で最も低くなります。

表 2-1 気象データ（平成3年（1991年）～令和2年（2020年）平年値）

区分	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	40.5	-6.7	-0.8	-13.8	1.9	138.9
2月	32.8	-5.9	-0.1	-13.3	2.2	132.9
3月	48.6	-0.9	4.0	-6.7	2.6	163.9
4月	68.5	5.2	11.0	-0.6	3.0	167.7
5月	97.1	11.0	16.6	5.6	3.0	182.5
6月	84.3	15.2	20.1	11.1	2.5	146.5
7月	123.6	19.1	23.4	15.7	2.2	118.8
8月	166.5	20.5	25.1	16.7	2.1	138.2
9月	134.4	16.7	22.3	11.5	2.1	158.1
10月	95.2	10.0	16.1	4.2	2.2	153.9
11月	80.0	3.4	8.6	-1.7	2.3	119.8
12月	57.0	-3.7	1.5	-9.6	2.0	113.7
年	1,028.4	7.0	12.3	1.6	2.3	1,735.0

資料：厚真観測所(アメダス)より



資料：厚真観測所(アメダス)より

図 2-2 月ごとの降水量、気温の推移（平成3年(1991年)～令和2年(2020年)平年値）

2-2 社会環境

1. 人口及び世帯数

平成17年（2005年）から令和2年（2020年）までの過去15年間の構成町の人口及び世帯数の推移を表 2-2に示します。

過去15年間で人口は、安平町で約20%減少、厚真町で約15%減少となっています。世帯数は、安平町で平成17年（2005年）から減少、厚真町では増減を繰り返しており、1世帯当たりの人数は二町とも減少傾向にあります。

表 2-2 過去15年間の人口及び世帯数の推移

区分		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
安平町	人口（人）	9,131	8,726	8,148	7,340
	世帯数（世帯）	3,788	3,753	3,651	3,451
	1世帯当たりの人数	2.4	2.3	2.2	2.1
厚真町	人口（人）	5,240	4,890	4,838	4,432
	世帯数（世帯）	2,002	1,972	2,126	1,930
	1世帯当たりの人数	2.6	2.5	2.3	2.3
二町合計	人口（人）	14,371	13,616	12,986	11,772
	世帯数（世帯）	5,790	5,725	5,777	5,381
	1世帯当たりの人数	2.5	2.4	2.2	2.2

※平成17年（2005年）の安平町の数値は、旧早来町・旧迫分町の合計です。

資料：国勢調査より

次に、令和2年（2020年）の年齢区分別人口の内訳を表 2-3に示します。二町合計について世代別で見ると、70～74歳代が最も多くなっています。

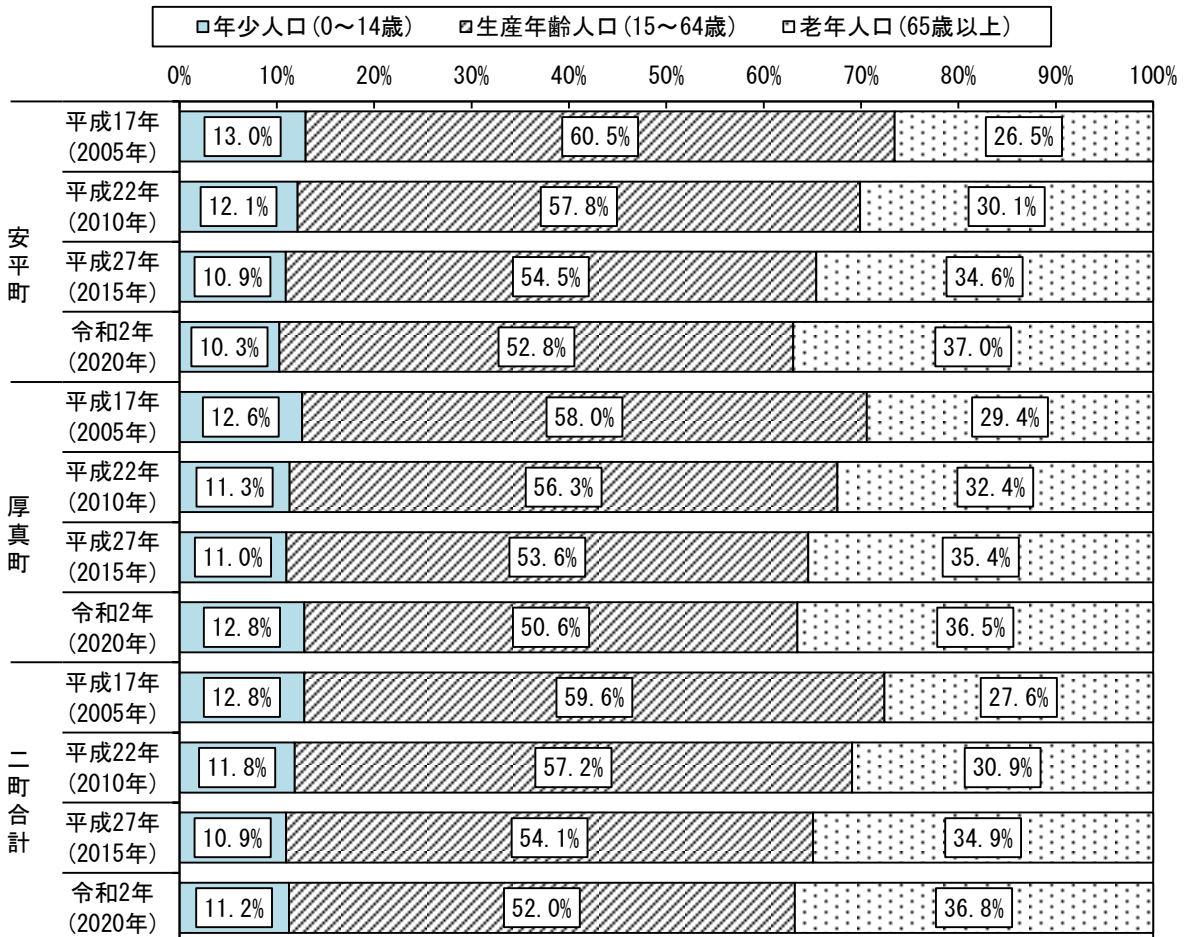
また、平成17年（2005年）から令和2年（2020年）までの過去15年間における3区分別人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）割合の推移を図 2-3 に示します。二町ともに、少子高齢化等の影響により、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少し、老年人口の割合は増加しています。

表 2-3 構成町の年齢階級別人口

(単位：人)

年齢	安平町	厚真町	二町合計	年齢	安平町	厚真町	二町合計
0～4歳	208	178	386	55～59歳	469	279	748
5～9歳	249	185	434	60～64歳	513	300	813
10～14歳	297	204	501	65～69歳	559	344	903
15～19歳	264	136	400	70～74歳	680	384	1,064
20～24歳	306	135	441	75～79歳	550	303	853
25～29歳	272	188	460	80～84歳	417	243	660
30～34歳	279	206	485	85～89歳	309	203	512
35～39歳	337	224	561	90～94歳	163	112	275
40～44歳	416	264	680	95～99歳	29	22	51
45～49歳	518	279	797	100歳以上	5	2	7
50～54歳	499	225	724	不詳	1	16	17
				計	7,340	4,432	11,772

資料：令和2年（2020年）国勢調査より



資料：国勢調査より

図 2-3 3 区分別人口割合の推移

2. 産業

(1) 産業別就業者人口構成

構成町の産業別就業者人口を表 2-4に示します。二町とも、基幹産業である農業の比率が最も高くなっています。その他比率の高い産業として、安平町では卸売業・小売業、製造業、医療・福祉、公務が、厚真町では建設業、医療・福祉、卸売業・小売業、公務がそれぞれ挙げられます。

表 2-4 産業別就業者人口の内訳

(単位：人)

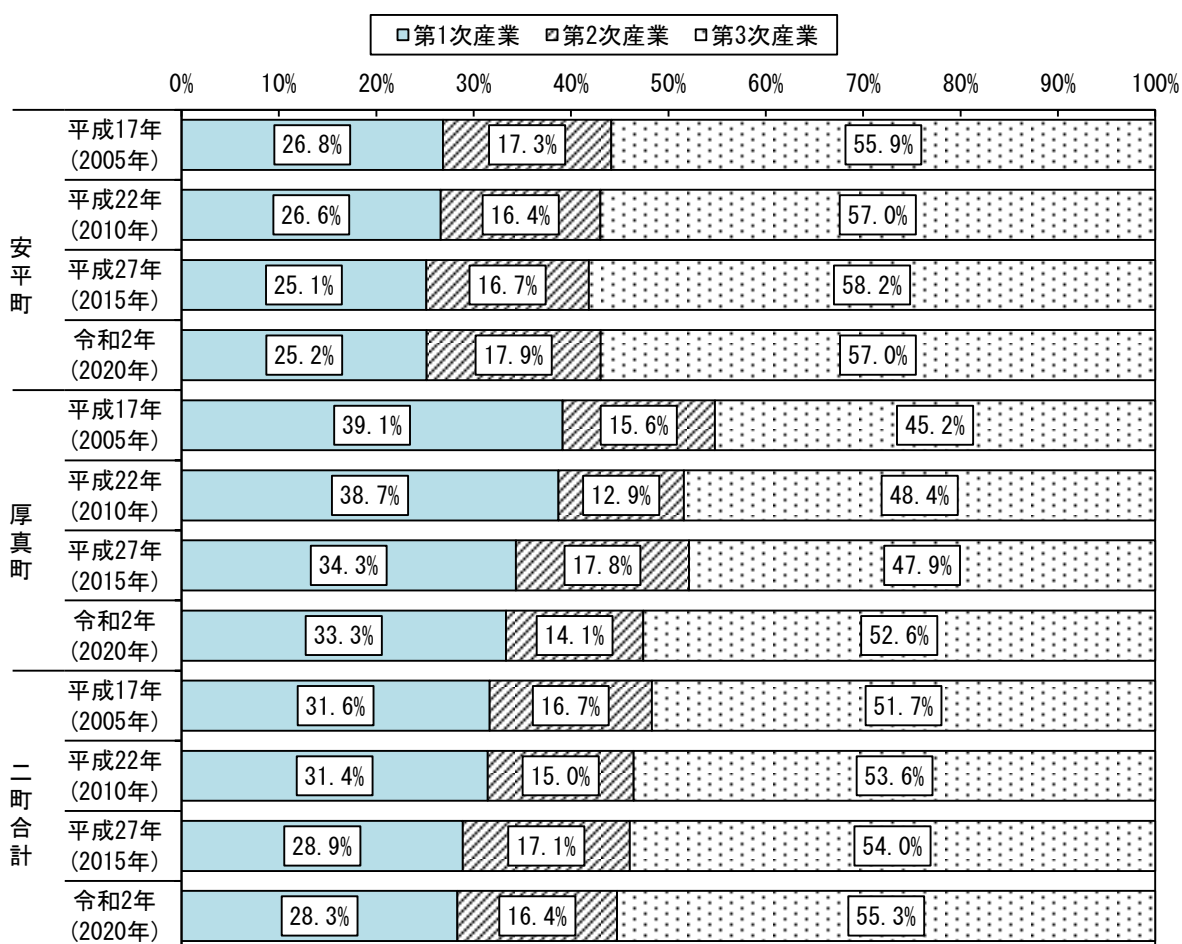
区分	安平町		厚真町		二町合計	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
農業	931	24.6%	752	31.3%	1,683	27.2%
林業	21	0.6%	32	1.3%	53	0.9%
漁業	-	-	13	0.5%	13	0.2%
第1次産業計	952	25.1%	797	33.1%	1,749	28.3%
鉱業・採石業・砂利採取業	10	0.3%	5	0.2%	15	0.2%
建設業	242	6.4%	169	7.0%	411	6.6%
製造業	423	11.2%	163	6.8%	586	9.5%
第2次産業計	675	17.8%	337	14.0%	1,012	16.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	27	0.7%	89	3.7%	116	1.9%
情報通信業	9	0.2%	8	0.3%	17	0.3%
運輸業・郵便業	178	4.7%	88	3.7%	266	4.3%
卸売業・小売業	359	9.5%	182	7.6%	541	8.7%
金融業・保険業	29	0.8%	18	0.7%	47	0.8%
不動産業・物品賃貸業	32	0.8%	7	0.3%	39	0.6%
学術研究・専門・技術サービス業	63	1.7%	33	1.4%	96	1.6%
宿泊業・飲食サービス業	188	5.0%	88	3.7%	276	4.5%
生活関連サービス業・娯楽業	154	4.1%	67	2.8%	221	3.6%
教育・学習支援業	174	4.6%	76	3.2%	250	4.0%
医療・福祉	289	7.6%	233	9.7%	522	8.4%
複合サービス業	73	1.9%	67	2.8%	140	2.3%
サービス業(他に分類されないもの)	236	6.2%	128	5.3%	364	5.9%
公務(他に分類されないもの)	343	9.1%	174	7.2%	517	8.4%
第3次産業計	2,154	56.9%	1,258	52.3%	3,412	55.1%
分類不能	5	0.1%	13	0.5%	18	0.3%
総数	3,786	100.0%	2,405	100.0%	6,191	100.0%

資料：令和2年（2020年）国勢調査より

また、平成17年（2005年）から令和2年（2020年）までの過去15年間における従業者数の産業構成比の推移を整理した結果を、図2-4に示します。安平町では、第3次産業が最も高く57%前後で推移しており、第1次産業が概ね減少傾向にあります。

厚真町では、第3次産業が最も高く概ね増加傾向にあり、第1次産業が減少傾向にあります。

二町合計でみると、令和2年（2020年）で第3次産業が約55%、第1次産業が約28%、第2次産業が約16%の順になっています。



資料：国勢調査より

図 2-4 構成町の産業別構成比の推移

(2) 農業

安平町では、稲作・畑作・酪農・畜産、馬産と幅広く行われており、酪農は全国でもトップレベルにあります。厚真町では、水稻栽培が中心に行われており、厚真南部では酪農・肉牛・養豚等の畜産が行われています。

表 2-5 農業経営耕地面積

(単位：ha)

区分	田	畑		樹園地	総面積
			牧草専用地		
安平町	1,071	4,110	1,064	4	5,185
厚真町	2,954	1,624	496	13	4,590

資料：令和2年（2020年）農林業センサスより

表 2-6 家畜飼養頭羽数

区分	乳用牛 (頭)	肉用牛 (頭)	豚 (頭)	採卵鶏 (100羽)	ブロイラー (100羽)
安平町	1,881	4,510	x	4,564	-
厚真町	585	1,300	x	x	x

※x:個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示します。

資料：令和2年（2020年）農林業センサスより

(3) 製造業

二町の製造業は食料品製造業が中心となっており、食肉加工やチーズ等の乳製品加工等が行われています。安平町には、追分地区に工場適地29haを指定しているほか、「早来臨空工業団地」、「安平工業団地」、「北町軽工業団地」、厚真町には「豊沢工業団地」とそれぞれ工業団地があり、企業や研究機関を誘致しています。

表 2-7 製造業の事業所数、従業員数、出荷額の内訳

区分	安平町			厚真町		
	事業所数	従業者数 (人)	出荷額等 (万円)	事業所数	従業者数 (人)	出荷額等 (万円)
総数	17	852	2,111,122	4	287	963,936
食料品製造業	8	669	1,733,113	1	244	x
飲料・たばこ・飼料製造業	-	-	-	1	14	x
木材・木製品製造業(家具を除く)	2	25	x	-	-	-
家具・装備品製造業	1	27	x	-	-	-
化学工業	-	-	-	1	6	x
プラスチック製品製造業	1	14	x	-	-	-
窯業・土石製品製造業	2	29	x	1	23	x
非鉄金属製造業	1	14	x	-	-	-
金属製品製造業	1	32	x	-	-	-
生産用機械器具製造業	1	42	x	-	-	-

※x:個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示します。

資料：令和2年（2020年）工業統計調査より

3. 土地利用

地目別土地利用状況を表 2-8に示します。

安平町では、山林の面積が全体の約39%と最も大きくなっています。次に畑が約24%で大きく、宅地部分は全体の約2.7%です。

厚真町では、その他が全体の約47%と最も大きくなっています。次に山林が約31%で大きく、宅地部分は全体の約1.4%です。

表 2-8 地目別土地面積

(単位：km²)

地目	安平町		厚真町		二町合計	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合
田	12.94	5.5%	33.57	8.3%	46.51	7.2%
畑	57.97	24.4%	26.20	6.5%	84.17	13.1%
宅地	6.48	2.7%	5.53	1.4%	12.01	1.9%
池沼	0.11	0.0%	0.35	0.1%	0.46	0.1%
山林	92.31	38.9%	127.39	31.5%	219.70	34.2%
牧場	7.44	3.1%	2.95	0.7%	10.39	1.6%
原野	16.61	7.0%	9.50	2.3%	26.11	4.1%
雑種地	14.51	6.1%	7.47	1.8%	21.98	3.4%
その他	28.80	12.1%	191.66	47.4%	220.46	34.4%
合計	237.16	100.0%	404.61	100.0%	641.77	100.0%

資料：令和4年（2022年）北海道統計書より

4. 道路・交通

構成町区域内の主要道路では、国道234号、国道235号、高速道路では道東自動車道及び日高自動車道があります。また、陸の交通手段として、JR室蘭本線、JR石勝線、JR日高本線が構成町区域を通っています。

また、新千歳空港や苫小牧港までも近く、港湾・空港の利便性は非常に高くなっています。

2-3 構成町の総合計画

構成町の行政運営の基本方針を示す計画である「総合計画」について、ごみの処理に関する内容を抜粋し、構成町ごとに示します。

1. 第2次安平町総合計画（中期基本計画）（令和元年（2019年）3月）

(1) 計画期間 令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度）の4年間

(2) 施策（抜粋）

ごみの減量とリサイクル運動の推進

- 家庭ごみの有料化を導入していますが、ごみの減量化・再資源化・再利用には住民の理解が必要であることから、ごみ分別ルールなど継続した周知に努めるとともに、地域住民や関係機関と連携した「さわやか環境マスター」等の継続、古着・古布及び小型家電の拠点回収によるリサイクルの推進、乳幼児などの子育て世代等を対象とした有料ごみ袋の負担軽減策に取り組めます。
- 関係市町と連携しながら、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理を行うほか、将来的な課題として抱えている新たな広域のごみ処理施設の対応について、関係市町や関係機関との協議により検討していきます。

2. 第4次厚真町総合計画 改訂版（令和3年（2021年）6月）

(1) 計画期間 平成28年度（2016年度）～令和7年度（2025年度）の10年間

(2) 施策（抜粋）

①適切なごみ処理の推進

- 生活用品の長期使用、買い物袋の持参など、ごみを出さない減量化（リデュース）の取り組みを啓発するとともに、分別収集の徹底、生ごみの堆肥化、家電や廃プラスチックの適正処理の促進など、再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の取り組みを町民と協働で進めます。
- 関係市町と連携しながら、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めます。

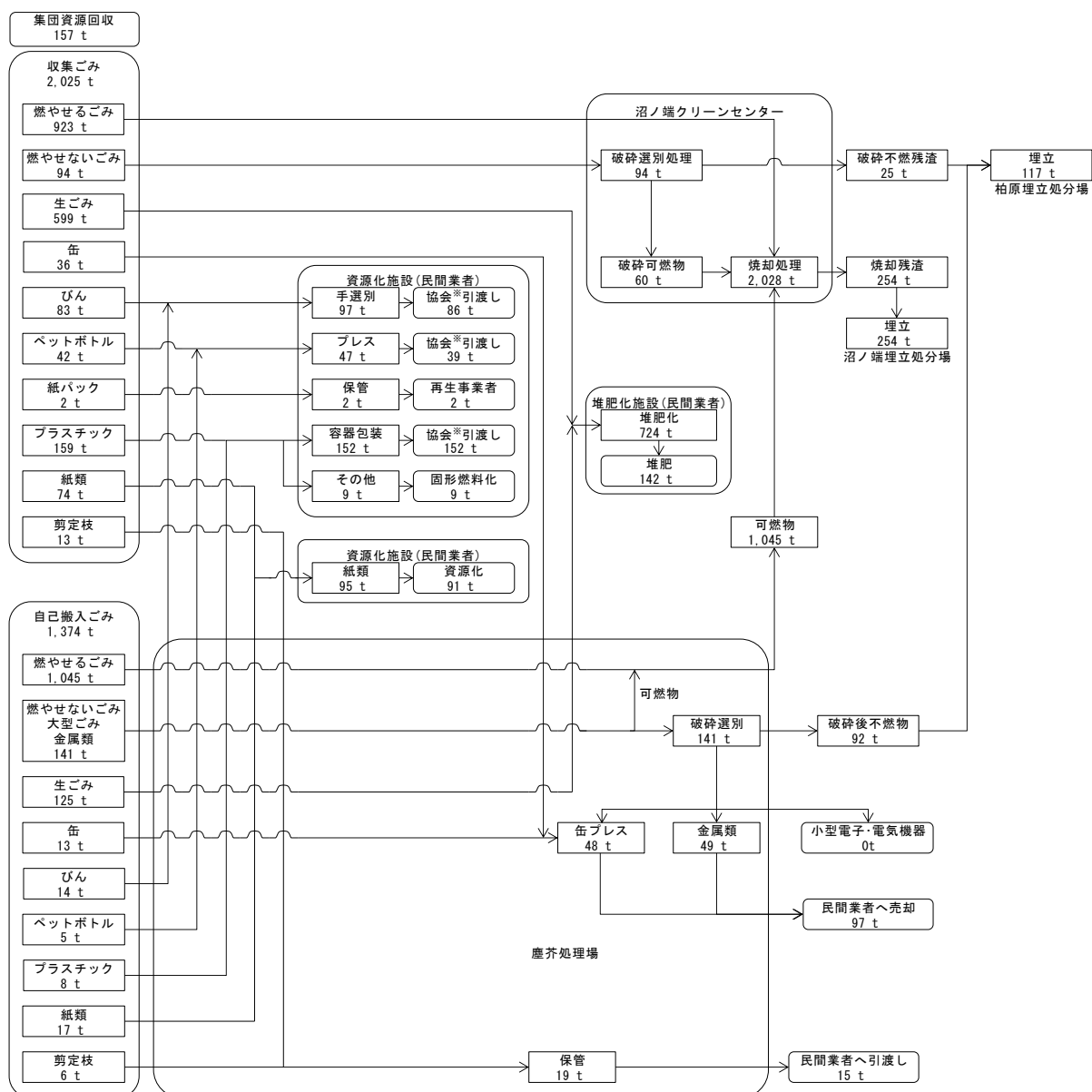
②環境衛生の推進

- 3Rの徹底に加えて、生活環境の清潔の保持、ごみの散乱防止に関する町民への意識啓発を図ります。
- 魅力的な景観づくりに向けて、環境対策町民会議や自治会など各種団体と協働し、環境美化活動や花の景観づくり、不法投棄の監視活動などの取り組みを進めます。

第3章 ごみ処理の現状

3-1 ごみ処理の流れ

組合では、廃棄物処理法に基づき、各家庭から排出される家庭系ごみと事業所から排出される事業系ごみ（事業系一般廃棄物）を処理しています。家庭系ごみについては、組合が収集ごみとして収集運搬するか、排出者が自己搬入によって組合の塵芥処理場へ直接搬入します。事業系ごみについては、事業者が許可業者に委託又は自己搬入によって組合の塵芥処理場へ直接搬入します。図 3-1に現在のごみ処理のフローを示します。



※：協会は、公共財団法人日本容器包装リサイクル協会の略です。

図 3-1 現状のごみ処理のフロー（令和3年度（2021年度））

現在のごみ処理区分は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「生ごみ」、「缶」、「びん」、「ペットボトル」、「紙パック」、「プラスチック」、「紙類」、「剪定枝」及び「有害ごみ」です。

(1) 燃やせるごみ

苫小牧市沼ノ端クリーンセンターで焼却処理を行っています。処理で発生する焼却残渣は、同市の沼ノ端埋立処分場で埋立処分しています。

(2) 燃やせないごみ

収集分は苫小牧市沼ノ端クリーンセンターで破砕処理し、可燃物、不燃物、金属類に選別します破砕後、可燃物は同施設で焼却処理、不燃残渣は同市の柏原埋立処分場で埋立処分、金属類は民間事業者で再生利用されています。

自己搬入分は塵芥処理場で破砕処理し、可燃残渣は苫小牧市沼ノ端クリーンセンターで焼却処理、不燃残渣は柏原埋立処分場で埋立処分、金属類は民間事業者へ売却しています。

(3) 生ごみ

収集分・自己搬入分とも民間処理施設で、堆肥化処理をしています。

(4) 大型ごみ

大型ごみは、塵芥処理場で可燃物、不燃物及び金属類に分け、不燃物は塵芥処理場で破砕処理します。可燃物は苫小牧市沼ノ端クリーンセンターで焼却処理、不燃残渣は同市の柏原埋立処分場で埋立処分、金属類はプレス処理をして民間業者に売却しています。

(5) 資源物

缶（スチール・アルミ）は、塵芥処理場で破砕後、プレス処理をして民間業者に売却しています。

びん・ペットボトル・紙パック、紙類及び剪定枝は、苫小牧市委託業者に搬送し、資源化しています。

プラスチックは、苫小牧市委託業者に搬送し、容器包装とその他プラスチックに選別後、圧縮梱包します。容器包装は指定法人ルートへ搬出、その他プラスチックは固形燃料化し、苫小牧市内の工場で利用しています。

(6) 有害ごみ

有害ごみは、苫小牧市沼ノ端クリーンセンターへ搬送し、分別して適正に処理しています。

3-2 ごみ排出実績

1. 行政区域内人口の推移

平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの過去5年間の行政区域内人口の推移を示します。前年度人口に対する人口について、安平町は毎年2%程度減少しており、厚真町は1～2%減少し、両町とも減少傾向にあります。過去5年間では、安平町は約9%、厚真町で約6%それぞれ減少しています。

表 3-1 構成町の人口

(単位：人)

区分	安平町			厚真町			二町合計		
	人口	前年度からの増減		人口	前年度からの増減		人口	前年度からの増減	
平成29年度(2017年度)	8,101	-	-	4,652	-	-	12,753	-	-
平成30年度(2018年度)	7,881	-220	-2.7%	4,559	-93	-2.0%	12,440	-313	-2.5%
令和元年度(2019年度)	7,694	-187	-2.4%	4,452	-107	-2.3%	12,146	-294	-2.4%
令和2年度(2020年度)	7,504	-190	-2.5%	4,420	-32	-0.7%	11,924	-222	-1.8%
令和3年度(2021年度)	7,351	-153	-2.0%	4,382	-38	-0.9%	11,733	-191	-1.6%

資料：住民基本台帳9月末値より

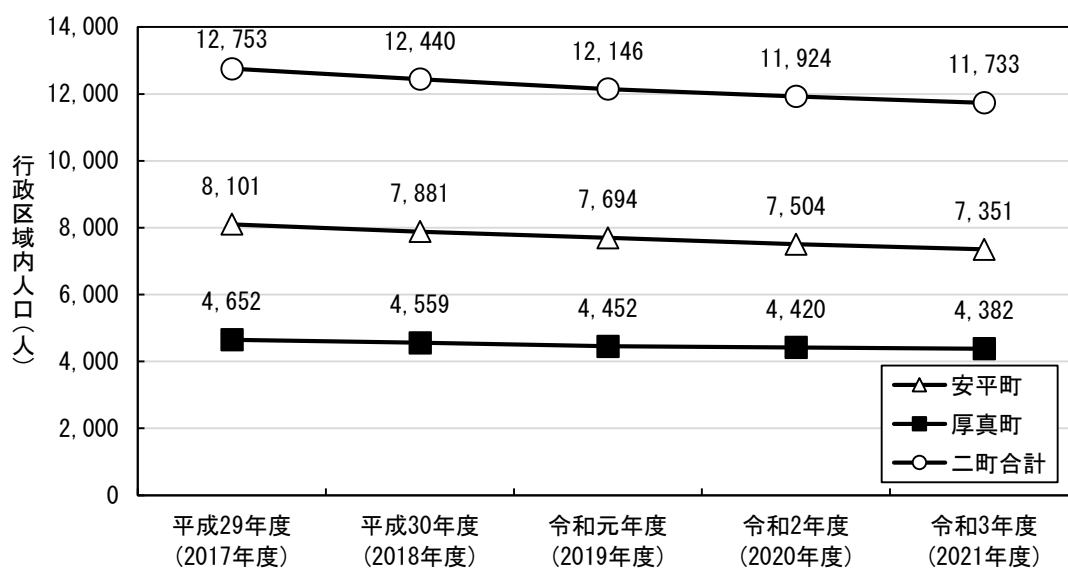


図 3-2 行政区域内人口の推移

2. ごみ排出量の推移

平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの過去5年間におけるごみの排出実績を示します。

(1) 安平町の排出状況

家庭系ごみは、平成30年度（2018年度）に増加していますが、令和元年度（2019年度）以降は減少し続けており、令和3年度（2021年度）では1,369t/年となっています

一方、事業系ごみは、増減しながら推移しており、過去5年間の平均は約840t/年となっています。

ごみ排出量合計では、5年間で約180t減量されており、令和3年度（2021年度）時点で家庭系ごみは全体の約61%を占めている状況です。

表 3-2 安平町のごみ排出量実績

(単位：t/年)

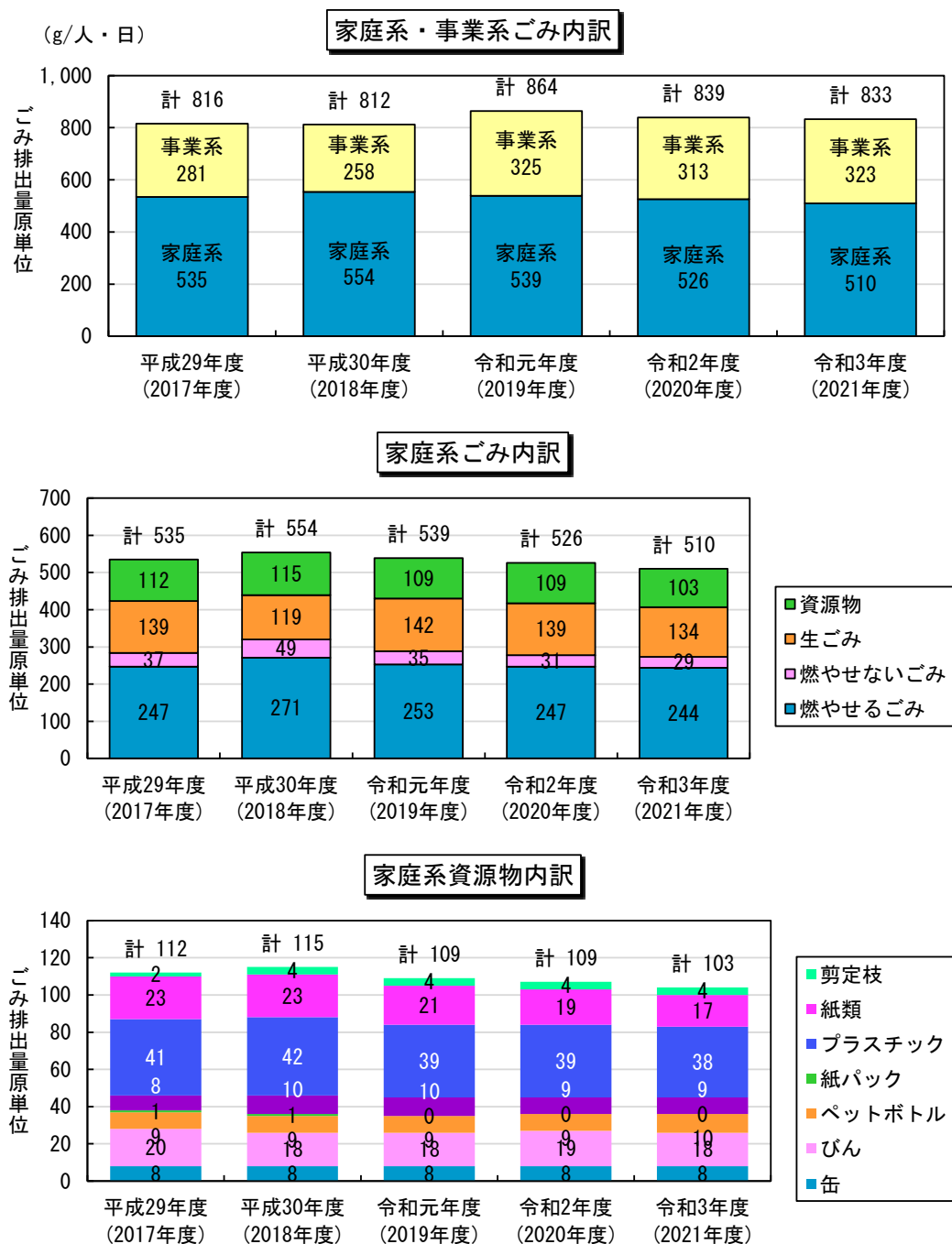
区分			平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
家庭系	収集＋自己搬入	燃やせるごみ	729	779	712	676	655	
		燃やせないごみ	110	140	98	84	77	
		生ごみ	412	343	401	382	360	
		資源物	缶	24	24	22	23	22
			びん	58	52	50	51	47
			ペットボトル	26	27	25	26	26
			紙パック	2	2	1	1	1
			金属類	25	28	28	25	23
			プラスチック	120	122	110	108	102
			紙類	69	65	58	52	46
			剪定枝	7	12	12	12	10
		331	332	306	298	277		
	1,582	1,594	1,517	1,440	1,369			
事業系	自己搬入	燃やせるごみ	606	566	713	667	683	
		燃やせないごみ	25	25	25	32	37	
		生ごみ	119	98	109	109	101	
		資源物	缶	18	7	19	9	7
			びん	12	10	10	9	8
			ペットボトル	4	4	4	3	3
			金属類	6	7	7	6	6
			プラスチック	9	8	8	5	4
			紙類	13	11	10	11	11
			剪定枝	20	6	10	6	6
				82	53	68	49	45
		832	742	915	857	866		
ごみ排出量合計			2,414	2,336	2,432	2,297	2,235	

※大型ごみは分解され、燃やせないごみ及び金属類に含まれています。

※塵芥処理場で回収される金属類は、自己搬入ごみの資源物として記載しています。

安平町における家庭系ごみの1人1日当たりの排出量（以下、「ごみ排出量原単位」と言います。）の内訳を図 3-3に示します。家庭系ごみ排出量原単位をみると、平成30年度（2018年度）に増加していますが、令和元年度（2019年度）以降は減少し続けており、令和3年度（2021年度）では510g/人・日となっています。

家庭系資源物も同様に、平成30年度（2018年度）に増加していますが、令和元年度（2019年度）以降は減少し続けており、令和3年度（2021年度）では103g/人・日となっています。



※ごみ排出量原単位(g/人・日)＝排出量(t/年)÷行政区域内人口(人)÷年間日数(日)×10⁶

図 3-3 安平町のごみ排出量原単位の推移

(2) 厚真町の排出状況

家庭系ごみは、令和元年度（2019年度）まで増加していますが、令和2年度（2020年度）以降は減少し続けており、令和3年度（2021年度）では870t/年となっています

一方、事業系ごみは、増減しながら推移しており、過去5年間の平均は約270t/年となっています。

ごみ排出量合計では、5年間で約30t減量されており、令和3年度（2021年度）時点で家庭系ごみは全体の約75%を占めている状況です。

表 3-3 厚真町のごみ排出量実績

(単位：t/年)

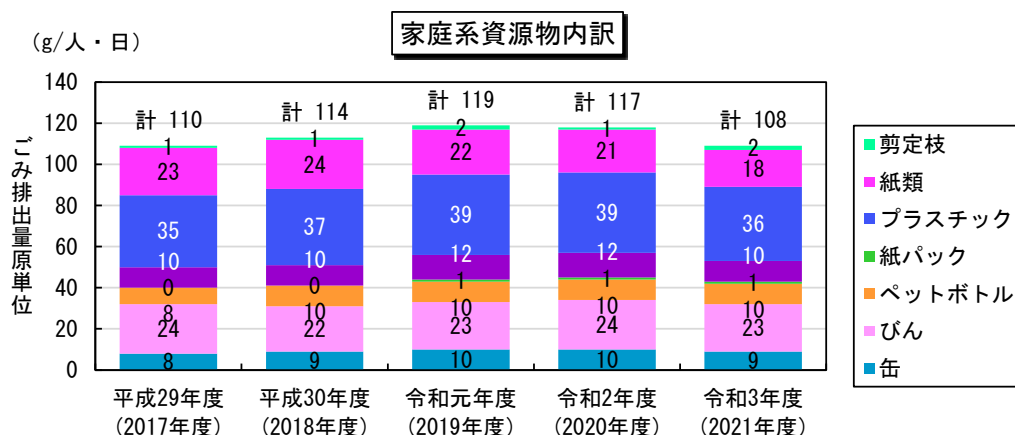
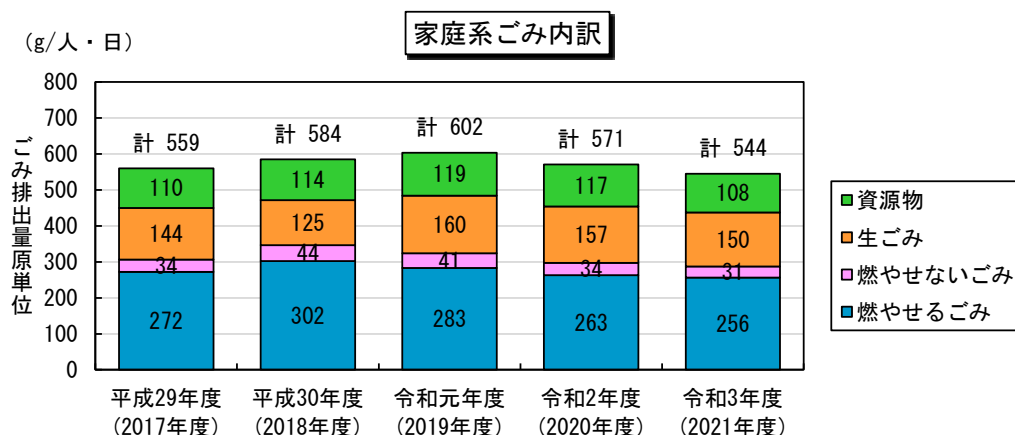
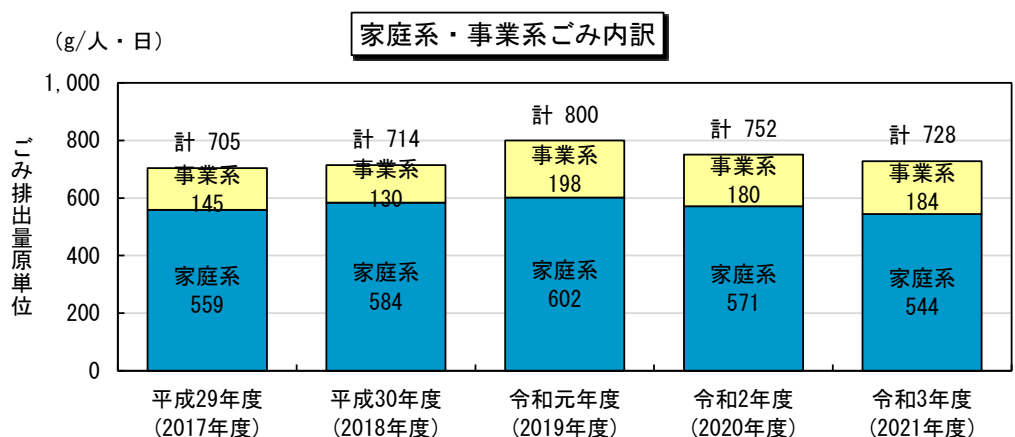
区分			平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
家庭系	収集＋自己搬入	燃やせるごみ	462	502	461	425	409	
		燃やせないごみ	58	73	66	55	49	
		生ごみ	244	208	260	253	240	
		資源物	缶	14	15	16	16	14
			びん	40	37	38	38	36
			ペットボトル	14	17	17	16	16
			紙パック	0	0	1	1	1
			金属類	17	16	20	19	16
			プラスチック	60	62	63	63	58
			紙類	39	40	36	34	28
			剪定枝	2	2	3	2	3
		186	189	194	189	172		
	950	972	981	922	870			
事業系	自己搬入	燃やせるごみ	180	159	250	213	221	
		燃やせないごみ	9	15	13	27	23	
		生ごみ	17	15	20	21	23	
		資源物	缶	12	3	15	7	6
			びん	9	6	7	7	6
			ペットボトル	2	2	2	2	2
			金属類	5	4	5	5	4
			プラスチック	6	6	5	3	3
			紙類	7	6	6	6	6
			剪定枝	0	0	0	0	0
				41	27	40	30	27
		247	216	323	291	294		
ごみ排出量合計		1,197	1,188	1,304	1,213	1,164		

※大型ごみは分解され、燃やせないごみ及び金属類に含まれています。

※塵芥処理場で回収される金属類は、自己搬入ごみの資源物として記載しています。

厚真町における家庭系ごみ排出量原単位の内訳を図 3-4に示します。家庭系ごみ排出量原単位をみると、令和元年度（2019年度）まで増加していますが、令和2年度（2020年度）以降は減少し続けており、令和3年度（2021年度）では728g/人・日となっています。

家庭系資源物も同様に、令和元年度（2019年度）まで増加していますが、令和2年度（2020年度）以降は減少し続けており、令和3年度（2021年度）では544g/人・日となっています。



※ごみ排出量原単位(g/人・日)＝排出量(t/年)÷行政区域内人口(人)÷年間日数(日)×10⁶

図 3-4 厚真町の家庭系ごみ排出量原単位の推移

(3) 二町合計の排出状況

家庭系ごみは、平成30年度（2018年度）に増加していますが、令和元年度（2019年度）以降は減少し続けており、令和3年度（2021年度）では2,239t/年となっています

一方、事業系ごみは、増減しながら推移しており、過去5年間の平均は約1,120t/年となっています。

ごみ排出量合計では、5年間で約210t減量されており、令和3年度（2021年度）時点で家庭系ごみは全体の約66%を占めている状況です。

表 3-4 二町合計のごみ排出量実績

(単位：t/年)

区分			平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
家庭系	収集＋自己搬入	燃やせるごみ	1,191	1,281	1,173	1,101	1,064	
		燃やせないごみ	168	213	164	139	126	
		生ごみ	656	551	661	635	600	
		資源物	缶	38	39	38	39	36
			びん	98	89	88	89	83
			ペットボトル	40	44	42	42	42
			紙パック	2	2	2	2	2
			金属類	42	44	48	44	39
			プラスチック	180	184	173	171	160
			紙類	108	105	94	86	74
			剪定枝	9	14	15	14	13
		517	521	500	487	449		
	2,532	2,566	2,498	2,362	2,239			
事業系	自己搬入	燃やせるごみ	786	725	963	880	904	
		燃やせないごみ	34	40	38	59	60	
		生ごみ	136	113	129	130	124	
		資源物	缶	30	10	34	16	13
			びん	21	16	17	16	14
			ペットボトル	6	6	6	5	5
			金属類	11	11	12	11	10
			プラスチック	15	14	13	8	7
			紙類	20	17	16	17	17
			剪定枝	20	6	10	6	6
				123	80	108	79	72
		1,079	958	1,238	1,148	1,160		
ごみ排出量合計			3,611	3,524	3,736	3,510	3,399	

※大型ごみは分解され、燃やせないごみ及び金属類に含まれています。

※塵芥処理場で回収される金属類は、自己搬入ごみの資源物として記載しています。

3-3 収集・運搬

1. ごみの区分と排出方法

ごみの収集区分をまとめたものを表 3-5に示します。ごみは組合が指定する袋に入れて排出することとしており、指定袋は町内の商店等で販売しています。なお、塵芥処理場へ自己搬入する場合も収集ごみと同様の区分で分別します。

表 3-5 ごみの区分と排出方法（令和4年度（2022年度）現在）

収集区分		代表品目	排出方法・留意点
燃やせるごみ		草・木類、衣類、靴・靴類、資源に出せない紙類（ティッシュ、金銀加工紙等）、廃食油、紙おむつ等	・ピンク色の組合指定袋で排出 ・衣類は拠点回収（厚真町のみ）の利用を推奨 ・紙おむつは汚物をトイレに流してよく乾かして排出 ・廃食油は油処理用品等で吸わせるか、固めて排出
燃やせないごみ		刃物・ガラス類、台所用品（やかん、鍋、フライパン等）、資源物として収集しない容器（油容器、18L缶、塗料・薬品容器等）、小型電子・電気機器等	・水色の組合指定袋で排出 ・刃物・ガラス類は、新聞紙等で包み、「キケン」等と表示して排出 ・鉄製工具類・チェーン等は他のごみとは別に入れて排出 ・ブロック・レンガ類・漬物石等は他のごみとは別に入れて排出 ・小型電子・電気機器は拠点回収の利用を推奨
生ごみ		残飯、野菜くず等	・黄色の組合指定袋で排出 ・貝殻、肉の骨、トウモロコシの皮は「燃やせるごみ」
資源物	缶	スチール缶、アルミ缶（ビール、清涼飲料、缶詰等）	・透明の組合指定袋で排出 ・キャップ付きアルミ缶はキャップを外して排出 ・食用油の缶、容量が2Lを超えるもの、汚れているものは「燃やせないごみ」
	びん	飲食用・医薬品・化粧品等のびん	・透明の組合指定袋で排出 ・金属製キャップ、油のびん、乳白色のびん、マニキュアのびんは「燃やせないごみ」 ・プラスチック製キャップは「プラスチック」 ・農薬・劇薬のびんは購入店又は販売店へ
	ペットボトル	飲料・酒類・調味料用等のペットボトル	・透明の組合指定袋で排出 ・キャップとラベルは「プラスチック」 ・油、シャンプー、洗剤等の容器は「プラスチック」
	紙パック	牛乳・ジュース・酒類等の紙パック	・中を洗い、切り開いてからひもで縛って排出 ・プラスチック製キャップ、ストローの袋は「プラスチック」
	プラスチック	カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ・キャップ類、袋・フィルム・ラベル類、網、ネット類、発泡スチロール・緩衝剤、プラスチック単体でできた製品	・透明の組合指定袋で排出 ・概ね50cm以上のプラスチック単体製品は「大型ごみ」 ・金属、ネジ等がついている製品は「燃やせないごみ」 ・ホース等複合素材でできている製品は「燃やせるごみ」 ・汚れが落ちないものは「燃やせるごみ」
	紙類	紙箱・紙しん類、紙袋・包装紙類、封筒・はがき・写真類、カレンダー・プリント用紙類、紙製食品容器類等	・透明の組合指定袋で排出 ・金属、プラスチック、ビニールなど紙以外のものは取り除いて排出
	剪定枝	剪定枝	・4～11月はひもなどで縛って排出 ・12～3月は「燃やせるごみ」袋を巻きつけて排出
有害ごみ		電池類・水銀体温計、携帯ポンベ・スプレー缶・ライター、蛍光管・蛍光灯	・市販の透明な袋で排出 ・充電式電池、ボタン式電池は拠点回収（厚真町のみ）の利用を推奨 ・カセットポンベ・スプレー缶は中身を使い切ってから穴をあけて排出

なお、大型ごみの収集運搬は、組合委託業者への事前申し込みが必要であり、この場合は有料となります。排出方法等についてまとめた表を以下に示します。

表 3-6 大型ごみの排出方法

大型ごみの範囲	・長さ又は直径が50cm以上2m以下で、重さが100kg未満のもの ・家電リサイクル法で指定する品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は対象外
収集方式	・組合委託業者への申し込みによる戸別収集
排出方法	①組合委託業者に電話で申し込み ②大型ごみ処理券を購入（1枚500円） ③シールを貼り付け、指定する日・場所に排出
自己搬入	・自己搬入する場合は10kgまで50円の処理手数料（10kgを超える場合は、10kgごとに50円を加えた額）

また、組合が収集・処理しない品目を表 3-7に示します。

表 3-7 組合が収集・処理しない品目

内容	処理方法
家電リサイクル対象品目 （テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）	・家電販売店等へ引取を依頼 ・指定引取場所へ持ち込み
危険・特殊なごみ（農薬・劇薬、ペンキ・シンナー、廃油、注射器・針）、処理困難物（タイヤ、バッテリー、プロパンガスボンベ、耐火金庫、農機具、ピアノ、多量の庭石・土砂、建築廃材、ペットの死体、バイク、消火器）	・購入先の販売店、専門処理業者等に依頼
一時的多量ごみ（引っ越しや大掃除で出たごみ）	・塵芥処理場へ自己搬入（有料） ・収集運搬許可業者へ運搬を依頼（有料）
事業系ごみ	・塵芥処理場へ自己搬入（有料） ・収集運搬許可業者へ運搬を依頼（有料）
産業廃棄物	・自らの責任において適正に処理するか、産業廃棄物処理専門業者に運搬・処分を依頼

2. 収集体系

ごみステーション設置数、収集頻度等の収集体系をまとめたものを表 3-8に示します。

収集はステーション方式であり、ごみの分別区分毎に決められた曜日にごみステーションへ排出します。各地区のごみステーションからの収集運搬は、業者に委託しています。

なお、事業系ごみを塵芥処理場へ搬入する場合は、収集運搬許可業者へ収集を依頼するか、事業者自身で搬入します。

表 3-8 収集体系

ごみステーション設置数 (令和4年(2022年)3月末現在)		安平町 ・早来地区 173箇所 ・追分地区 145箇所 ・農家地区 51箇所 計 369箇所	厚真町 ・上地区 85箇所 ・下地区 60箇所 計 145箇所
収集頻度	燃やせるごみ	週1回(火曜日)	
	燃やせないごみ	月2回(第1・第3土曜日)※第1土曜日が祝日の場合は第2・第4土曜日	
	生ごみ	週2回(月・木曜日)※月曜日の祝日は除く	
	資源物	缶	月1回(安平町は第4水曜日、厚真町は第2水曜日)
		びん	月1回(安平町は第2水曜日、厚真町は第4水曜日)
		ペットボトル	月2回(第1・第3水曜日)
		紙パック	月2回(第1・第3水曜日)
		プラスチック	月3回(第1・第2・第4金曜日)
		紙類	月1回(第3金曜日)
		剪定枝	[4~11月]週2回(月・木曜日)※月曜日の祝日は除く [12~3月]週1回(火曜日)
	有害ごみ	月2回(第1・第3土曜日)※第1土曜日が祝日の場合は第2・第4土曜日	
	大型ごみ (収集申し込みの場合)	月2回 [安平町(早来地区)]月2回(第1・第3水曜日) [安平町(追分地区)]月2回(第2・第4火曜日) [厚真町]月2回(第1・第3火曜日)	
収集ごみの収集委託業者数		3社	

3. ごみ処理手数料

処理方法別の処理手数料をまとめたものを表 3-9に示します。

家庭系ごみについては、収集の場合有料指定袋により徴収し自己搬入の場合搬入されたごみの重量に応じて料金を徴収し、大型ごみの場合はごみ 1 個又は 1 組に対して、500円徴収します。

事業系ごみについては搬入されたごみの重量に応じて料金を徴収します。

表 3-9 ごみ処理手数料（令和 4 年度（2022年度）現在）

区分	収集方法	処理手数料			
家庭系ごみ	収集	有料指定袋	燃やせるごみ・燃やせないごみ	20L	40円/枚
				30L	60円/枚
				40L	80円/枚
			生ごみ	7.5L	15円/枚
				15L	30円/枚
				資源物（缶・びん・ペットボトル・紙パック・プラスチック・紙類）	20L
			30L		9円/枚
	40L	11円/枚			
	自己搬入	10kgまで50円（10kgを超える場合は、10kgごとに50円を加えた額）（燃やせるごみ・燃やせないごみ・生ごみ・資源物（缶・びん・ペットボトル・紙パック・プラスチック・紙類）・大型ごみ）			
大型ごみ	1 個又は 1 組につき、500円（大型ごみ処理券）				
事業系ごみ	収集運搬許可業者へ依頼 自己搬入	10kgまで50円（10kgを超える場合は、10kgごとに50円を加えた額）			

3-4 中間処理

中間処理は、塵芥処理場で破碎選別処理を行っている他、堆肥化处理、焼却・破碎選別・資源化处理を行っています。なお、堆肥化处理は民間業者へ委託、焼却・破碎選別・資源化处理は苫小牧との広域処理を行っています。

1. 塵芥処理場

施設概要を表 3-10に、塵芥処理場での搬出実績を推定した結果を表 3-11に示します。

表 3-10 塵芥処理場の概要

名称	塵芥処理場
事業主体	安平・厚真行政事務組合（運転・維持管理は民間委託）
所在地	勇払郡安平町早来北進218番地7
竣工年次	昭和61年（1986年）10月
施設概要	1) 破碎処理施設 ・処理能力 10t/8h ・処理方式 衝撃・剪断併用回転式 ・設備等 分別設備-磁気選別機 集じん設備-サイクロン式

表 3-11 塵芥処理場の処理実績

(単位：t/年)

区分			平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
搬入量	自己搬入ごみ	燃やせるごみ	1,012	934	1,182	1,042	1,045
		燃やせないごみ	98	89	87	92	92
		生ごみ	136	113	130	130	125
		缶	30	10	34	16	13
		びん	21	16	17	16	14
		ペットボトル	6	6	6	5	5
		金属類	53	55	60	55	49
		プラスチック	19	17	15	10	8
		紙類	20	17	16	17	17
		剪定枝	20	6	10	6	6
		1,415	1,263	1,557	1,389	1,374	
	収集ごみ	生ごみ	656	551	660	635	599
		缶	38	39	38	39	36
		剪定枝	9	14	15	14	13
		703	604	713	688	648	
			2,118	1,867	2,270	2,077	2,022
搬出量	沼ノ端クリーンセン ターへ	可燃物	998	921	1,171	1,039	1,041
		破碎不燃残渣	93	84	80	84	92
	柏原埋立処分場へ	缶	68	49	71	54	48
		金属類	53	55	60	55	49
		121	104	131	109	97	
	民間業者へ売却	びん	21	16	17	16	14
		ペットボトル	6	7	6	5	5
			27	23	23	21	19
	苫小牧市委託業者へ	プラスチック	20	18	16	10	9
	苫小牧市委託業者へ	紙類	34	30	27	20	21
	苫小牧市委託業者へ	剪定枝	13	10	10	12	15
	安平町内の民間処理 施設へ	生ごみ	792	664	790	765	724
	小型家電リサイクル 認定事業者へ	小型電子・電気 機器	5	5	7	8	0
			2,103	1,859	2,255	2,068	2,018

※可燃物の搬出量については、自己搬入ごみの家庭系燃やせるごみに紙類が含まれているため、搬出可燃物＝搬入燃やせるごみ－（搬入紙類－搬出紙類）として算出しています。

※破碎不燃残渣の搬出量については、自己搬入ごみの家庭系燃やせないごみに小型電子・電気機器が含まれているため、搬出破碎不燃残渣＝搬入燃やせるごみ－小型電子・電気機器回収量として算出しています。

2. 堆肥化処理

生ごみの処理実績を表 3-12に示します。

表 3-12 堆肥化施設の処理実績

(単位：t/年)					
区分	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
搬入量	792	664	790	765	724
堆肥化量	154	129	155	149	142

3. 資源化処理

資源物の処理実績を以下に示します。

表 3-13 びん類・ペットボトル・紙パックの資源化処理実績

(単位：t/年)							
区分			平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)
搬入量	収集ごみ	びん類	98	89	88	89	83
		ペットボトル	40	44	42	42	42
		紙パック	2	2	2	2	2
	自己搬入ごみ	資源物（びん・ペットボトル）	27	23	23	21	19
			167	158	155	154	146
搬出量	びん		98	89	98	87	86
	ペットボトル		40	29	34	29	39
	紙パック		2	2	2	2	2
			140	120	134	118	127

表 3-14 プラスチックの資源化実績

(単位：t/年)						
区分		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
搬入量	収集ごみ	176	181	171	169	159
	自己搬入ごみ	20	18	16	10	9
		196	199	187	179	168
搬出量	容器包装プラスチック	168	170	153	165	152
	その他プラスチック	8	11	11	11	9
		176	181	164	176	161

表 3-15 紙類の資源化実績

(単位：t/年)						
区分		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
搬入量	収集ごみ	108	105	94	86	74
	自己搬入ごみ	34	30	27	20	21
		142	135	121	106	95
搬出量	紙類	128	122	110	103	91

4. 破碎選別処理

破碎処理後の実績を表 3-16に示します。

表 3-16 破碎処理後の処理実績

(単位：t/年)

区分			平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
搬入量	収集ごみ	燃やせないごみ	104	164	115	106	94
搬出量	破碎不燃残渣	(柏原理立処分場へ)	28	43	30	28	25
	破碎可燃物	(焼却処理施設へ)	66	104	73	67	60
			94	147	103	95	85

※搬出量は、令和3年度(2021年度)苫小牧市清掃事業概要における令和2年度(2020年度)の破碎処理実績より、搬入量に対する各排出量の割合(有価物：10.0%、破碎不燃物：26.5%、破碎可燃物：63.5%)を用いて算出しています。

5. 焼却処理

焼却処理の処理実績を表 3-17に示します。

表 3-17 焼却処理の処理実績

(単位：t/年)

区分			平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
搬入量	収集ごみ	可燃ごみ	965	1,072	954	939	923
	可燃物	(塵芥処理場より)	998	921	1,171	1,039	1,041
	破碎可燃物	(破碎処理施設より)	66	104	73	67	60
			2,029	2,097	2,198	2,045	2,024
搬出量	焼却残渣	(沼ノ端埋立処分場へ)	254	262	275	256	253

※焼却残渣は、令和3年度(2021年度)苫小牧市清掃事業概要における令和2年度(2020年度)の焼却処理実績より、燃滓率(12.5%)を用いて算出しています。

3-5 最終処分

組合では現在、苫小牧市の最終処分場で焼却残渣、不燃物等を埋立処分しています。

1. 沼ノ端埋立処分場

苫小牧市沼ノ端クリーンセンターの焼却処理で生じた焼却残渣を埋立処分します。苫小牧市沼ノ端埋立処分場は、第1埋立処分場の埋立満了に伴い、平成30年度（2018年度）から令和2年（2020年度）に「第2埋立処分場造成及び浸出水処理施設建設工事」が実施されています。

なお、第2埋立処分場は近年のごみ減量により、当初予定していた埋立容量よりも小規模となっています。

沼ノ端埋立処分場の処理実績を表 3-18に示します。

表 3-18 沼ノ端埋立処分場の埋立実績

(単位：t/年)

区分			平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
処分量	焼却残渣	(焼却処理施設より)	254	262	275	256	253

2. 柏原埋立処分場

組合から搬送した破不残渣や、苫小牧市沼ノ端クリーンセンターの破碎選別処理施設から搬出した破不残渣を埋立処分します。

柏原埋立処分場処理埋立実績を表 3-19に示します。

表 3-19 柏原埋立処分場埋立実績

(単位：t/年)

区分			平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
処分量	破碎不燃残渣	(塵芥処理場より)	93	84	80	84	92
		(破碎処理施設より)	28	43	30	28	25
			121	127	110	112	117

3-6 ごみの減量施策

現在、取り組んでいるごみの減量施策を以下に示します。

1. ごみステーションによる古紙回収

燃やせるごみ減量の一環として、古紙回収を実施しています。組合ではごみステーションを回収場所として、古紙回収を住民にPRしています。

民間業者は、各ごみステーションへ種類別に排出された古紙類を回収し、製紙業等の再生事業者に売却しています。回収品目及び回収日程を表 3-20に、古紙回収実績を表 3-20に示します。

表 3-20 古紙回収品目及び回収日程

回収品目	ダンボール類	ダンボール
	新聞紙類	新聞紙、折込広告、チラシ、コピー用紙、ホッチキス留めされた雑誌
	雑誌類	糊付けされた雑誌（電話帳、カタログ、単行本、週刊誌等）
回収日程	安平町早来地区	第1・第3水曜日
	安平町追分地区	第2・第4水曜日
	安平町農家地区	第4水曜日
	厚真町上地区	第3金曜日
	厚真町下地区	第1・第3金曜日
排出方法		ひもで縛るか、紙袋にまとめて排出する。
古紙類として排出しては いけないもの		圧着はがき、写真・アルバム・シール、防水加工紙、油紙、感熱紙、 裏カーボン紙、ノーカーボン紙、複合素材の紙、油やジュースで汚れた紙

表 3-21 古紙回収実績

(単位：t/年)

区分	品目	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
安平町	ダンボール	47.69	39.41	39.34	43.54	46.54
	新聞紙類	51.48	41.18	44.32	48.34	55.63
	雑誌類	14.36	13.26	9.54	9.30	8.25
		113.53	93.85	93.20	101.18	110.42
厚真町	ダンボール	43.19	14.80	16.95	17.04	17.52
	新聞紙類	40.13	19.52	20.60	21.14	19.86
	雑誌類	23.10	10.80	8.68	6.63	8.49
		106.42	45.12	46.23	44.81	45.87
二町合計	ダンボール	90.88	54.21	56.29	60.58	64.06
	新聞紙類	91.61	60.70	64.92	69.48	75.49
	雑誌類	37.46	24.06	18.22	15.93	16.74
		219.95	138.97	139.43	145.99	156.29

2. 学校等による集団回収

小学校・中学校・高校を中心に、古紙等の廃品を集めて古物商等に引き渡す活動が定期的に行われています。平成29年度（2017年度）からの回収実績を表 3-22に示します。

なお、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度から学校等による集団回収を中止しています。

表 3-22 学校等による集団回収実績

(単位：kg/年)

区分	品目	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
安平町	新聞	104,980	60,646	65,931	0	0
	雑誌	22,260	24,086	17,750	0	0
	ダンボール	48,284	27,117	28,210	0	0
	アルミ缶	2,264	1,811	3,161	0	0
	スチール缶	300	312	235	0	0
	牛乳パック	108	107	83	0	0
	一升びん	1,184	712	840	0	0
	バラびん	508	242	201	0	0
		179,887	115,033	116,411	0	0
厚真町	新聞	75,680	20,270	16,550	0	0
	雑誌	6,410	3,860	3,710	0	0
	ダンボール	3,150	680	380	0	0
	アルミ缶	1	0	0	0	0
	スチール缶	0	0	0	0	0
	牛乳パック	0	0	0	0	0
	一升びん	0	0	0	0	0
	バラびん	0	0	0	0	0
		85,241	24,810	20,640	0	0
合計	新聞	180,660	80,916	82,481	0	0
	雑誌	28,670	27,946	21,460	0	0
	ダンボール	51,434	27,797	28,590	0	0
	アルミ缶	2,265	1,811	3,161	0	0
	スチール缶	300	312	235	0	0
	牛乳パック	108	107	83	0	0
	一升びん	1,184	712	840	0	0
	バラびん	508	242	201	0	0
		265,128	139,843	137,051	0	0

※安平町は早来小、安平小、遠浅小、早来中、追分青空子供会、追分こだま子供会、追分かしわ子供会、

追分ひまわり子供会、追分若草子供会の回収実績の合計

※厚真町は、宮の森保育所、上厚真小、厚南中、厚真高の回収実績合計

※一升びん及びバラびんは、回収本数を重量換算して推計

3. 古着・古布のリサイクル

安平町及び厚真町では、古着・古布の拠点回収を行っています。回収した古着・古布は、工場等で工業用雑巾（ウエス）として再利用されます。

なお、令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響により、古着・古布の拠点回収は中止しています。

4. 小型電子・電気機器リサイクル

安平町及び厚真町では、使用済みの小型電子・電気機器の拠点回収を行っています。回収した機器を再生業者に引き渡し、レアメタル等を回収します。

なお、安平町では令和3年3月拠点回収を廃止し同年7月から民間業者が行っている宅配回収を開始しています。

5. 廃食油のリサイクル

厚真町では、廃食油の拠点回収を行っています。回収した廃食油は、バイオディーゼル燃料に再生利用しています。回収対象となる油は、植物性の食用油（なたね油、オリーブ油、紅花油、ひまわり油、ごま油、落花生油、大豆油、コーン油）となっています。

6. 使用済み割りばしのリサイクル

厚真町では、使用済み割りばしの拠点回収を行っています。回収した使用済み割りばしは、苫小牧市内の製紙会社で原料として再生利用しています。

7. 眼鏡のリサイクル

厚真町では、眼鏡の拠点回収を行っています。回収期間は12月中旬から2月下旬であり、回収対象は、あらゆる種類のレンズ、眼鏡、サングラス、フレーム、眼鏡ケースなどとなり、レンズが割れたもの、フレームが壊れたものは回収できません。

3-7 ごみ処理システムの評価

1. ごみの排出状況

組合で処理されるごみに、集団回収などで資源回収されたごみを加えた量をごみ総排出量と定義し、ごみの減量状況を確認します。

二町のごみ総排出量原単位を、国・北海道と比較した結果を図 3-5に示します。

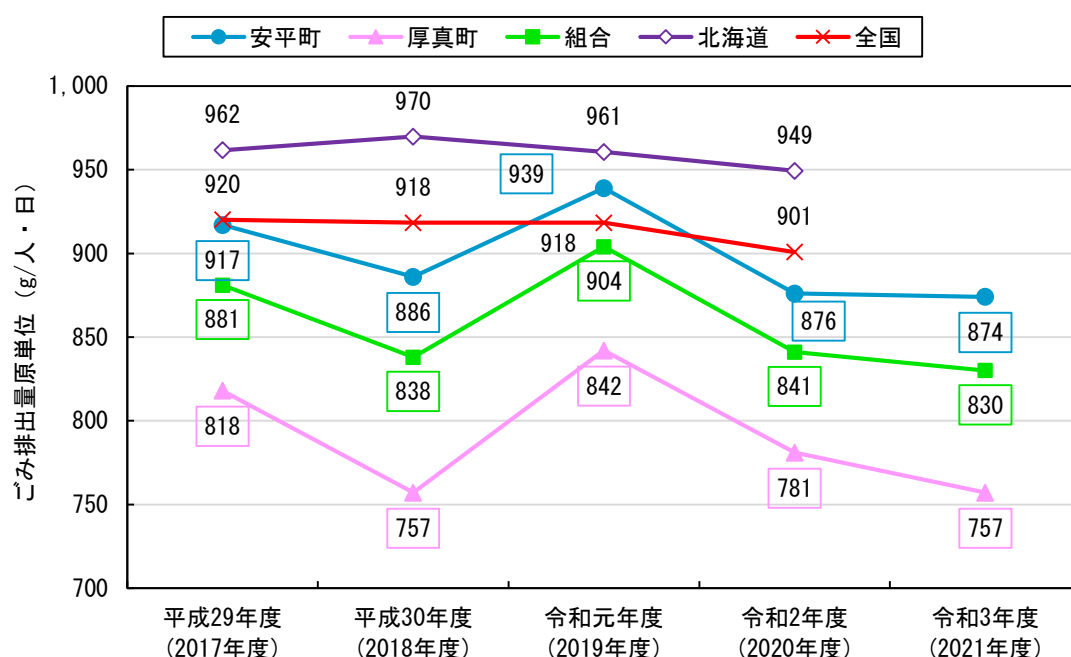
令和2年度（2020年度）時点の国・北海道と比較すると、二町とも国・北海道よりも少ない結果となっており、比較のごみの減量が行われているものと考えられます。

表 3-23 二町のごみ総排出量

(単位：t/年)

内訳	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
①ごみ排出量	3,611	3,524	3,736	3,510	3,399
②集団回収等	古紙回収	220	139	139	156
	学校回収	265	140	137	0
	拠点回収	4	4	5	4
	計	489	283	281	150
ごみ総排出量(①+②)	4,100	3,807	4,017	3,660	3,556

※拠点回収は、古着・古布及び小型電子・電気機器の回収量を計上していますが、安平町の小型電子・電気機器の回収は民間業者の回収のため、組合の回収量には含みません。



※原単位算出に用いた人口は、住民基本台帳値年度9月末値としています。

※国・北海道の数値は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）から引用しており、令和3年度（2021年度）値は現時点で公表されていません。

図 3-5 ごみ総排出量原単位の推移

2. リサイクルの状況

排出されるごみのうち、資源化される割合をリサイクル率と定義し、リサイクルの状況を評価します。過去5年間の組合のリサイクル率は、新型コロナウイルスの影響による集団資源回収量の減少により、令和3年度（2021年度）には約22%となっています。

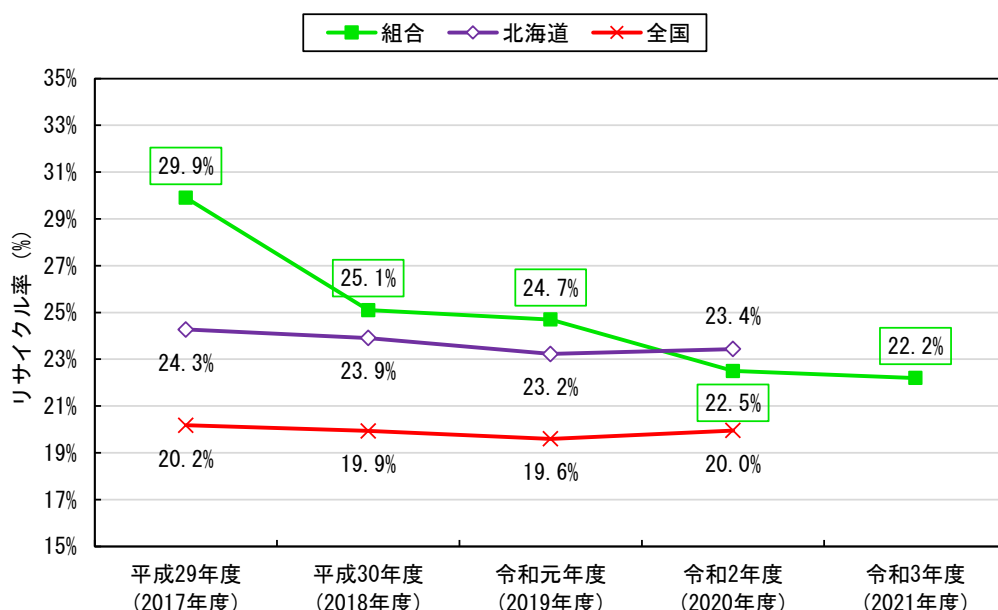
また、令和2年度（2020年度）時点の国・北海道と比較すると、また、組合のリサイクル率は、全国を上回っていますが、北海道を下回る結果となっています。

表 3-24 組合のリサイクル率の推定

(単位：t/年)

内訳	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
①ごみ処理量	3,611	3,524	3,736	3,510	3,399
②集団資源回収量	489	283	281	150	157
③処理による資源化量					
缶	68	49	71	54	48
金属類	53	55	60	55	49
剪定枝	13	10	10	12	15
小型電子・電気機器	5	5	7	8	0
堆肥化生ごみ	154	129	155	149	142
びん類	98	89	98	87	86
ペットボトル	40	29	34	29	39
紙パック	2	2	2	2	2
容器包装プラスチック	168	170	153	165	152
その他プラスチック	8	11	11	11	9
紙類	128	122	110	103	91
計	737	671	711	675	633
リサイクル率(②+③)÷(①+②)	29.9%	25.1%	24.7%	22.5%	22.2%

※集団資源回収量は、古紙回収、学校等での集団回収、古着・古布、小型電子・電気機器の各拠点回収の合計としています。



※国・北海道の数値は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）から引用しており、令和3年度（2021年度）値は現時点で公表されていません。

図 3-6 リサイクル率の推移

3. 最終処分の状況

1人1日当たりの最終処分量を、最終処分量原単位と定義し、最終処分状況を評価します。

図 3-7に示すように、過去5年間の組合の最終処分量原単位は概ね一定推移しています。

また、平成25年度（2013年度）以降は全国・北海道・人口1万人未満の全国自治体平均よりも低い値となっています。

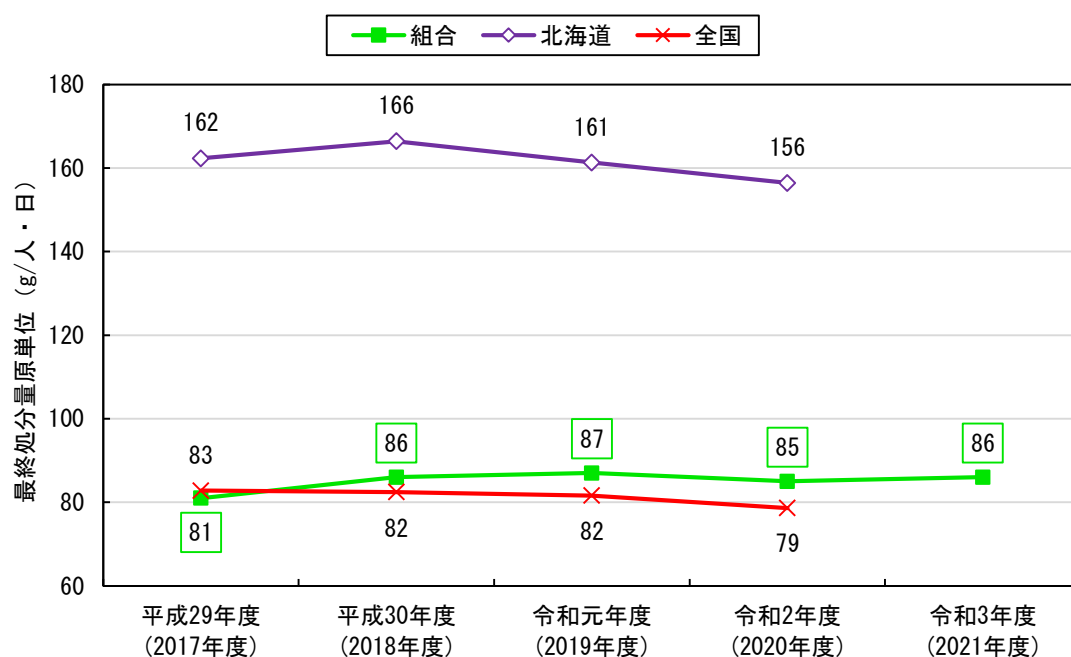
また、令和2年度（2020年度）時点の国・北海道と比較すると、北海道を大きく下回っていますが、全国を若干上回る結果となっています。

表 3-25 組合の最終処分量原単位の推定

(単位：t/年)

内訳		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
最終処分量	沼ノ端埋立処分場	254	262	275	256	253
	柏原埋立処分場	121	127	110	112	117
		375	389	385	368	370
最終処分量原単位 (g/人・日)		81	86	87	85	86

※最終処分量原単位(g/人・日)＝最終処分量(t/年)÷行政区内人口(人)÷年間日数(日)×10⁶



※国・北海道の数値は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）から引用しており、令和3年度（2021年度）値は現時点で公表されていません。

図 3-7 最終処分量原単位の推移

4. ごみ処理による温室効果ガス排出状況

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）に基づいて、令和3年度（2021年度）の温室効果ガス排出量を試算しました。

ごみ処理に伴って排出される温室効果ガスは、二酸化炭素換算で年間約1,305t-CO₂、1人1日当たり約0.30kg-CO₂と試算されました。プラスチックの焼却や、中間処理施設や最終処分場での燃料や電気の使用に伴う排出が多くを占めています。

我が国において廃棄物分野から排出される温室効果ガスは、令和2年度（2020年度）で2,019万t-CO₂*と報告されており、これを国民1人1日当たりに換算すると約0.44kg-CO₂です。

組合の温室効果ガスの排出量は、全国平均を下回っており、比較的少ないと言えます。

※日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2022年度4月版）独立行政法人国立環境研究所より

表 3-26 組合のごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の推計結果（令和3年度（2021年度））

区分		対象 ガス	排出量	温暖化 係数	排出量（CO ₂ 換算）
収集運搬	燃料使用	CO ₂	247,597.4 kg-CO ₂ /年	1	247,597.4 kg-CO ₂ /年
	自動車の走行	CH ₄	2.4 kg-CH ₄ /年	25	60.0 kg-CO ₂ /年
	自動車の走行	N ₂ O	4.5 kg-N ₂ O/年	298	1,341.0 kg-CO ₂ /年
中間処理	燃料・電気使用	CO ₂	74,823.2 kg-CO ₂ /年	1	74,823.2 kg-CO ₂ /年
	焼却処理	CH ₄	1.9 kg-CH ₄ /年	25	47.5 kg-CO ₂ /年
	焼却処理	N ₂ O	114.8 kg-N ₂ O/年	298	34,210.4 kg-CO ₂ /年
	プラスチックごみ焼却	CO ₂	811,818.3 kg-CO ₂ /年	1	811,818.3 kg-CO ₂ /年
	合成繊維焼却		131,180.5 kg-CO ₂ /年	1	131,180.5 kg-CO ₂ /年
	作業車両燃料使用	CO ₂	4,068.4 kg-CO ₂ /年	1	4,068.4 kg-CO ₂ /年
最終処分	電気使用	CO ₂	328.1 kg-CO ₂ /年	1	328.1 kg-CO ₂ /年
合計					1,305,474.8 kg-CO ₂ /年
計画収集人口					11,733 人
人口1人1日当たり温室効果ガス排出量					0.30 kg-CO ₂ /人・日
人口1人1年当たり温室効果ガス排出量					111.27 kg-CO ₂ /人・年

※各排出量の算出詳細は、資料編を参照

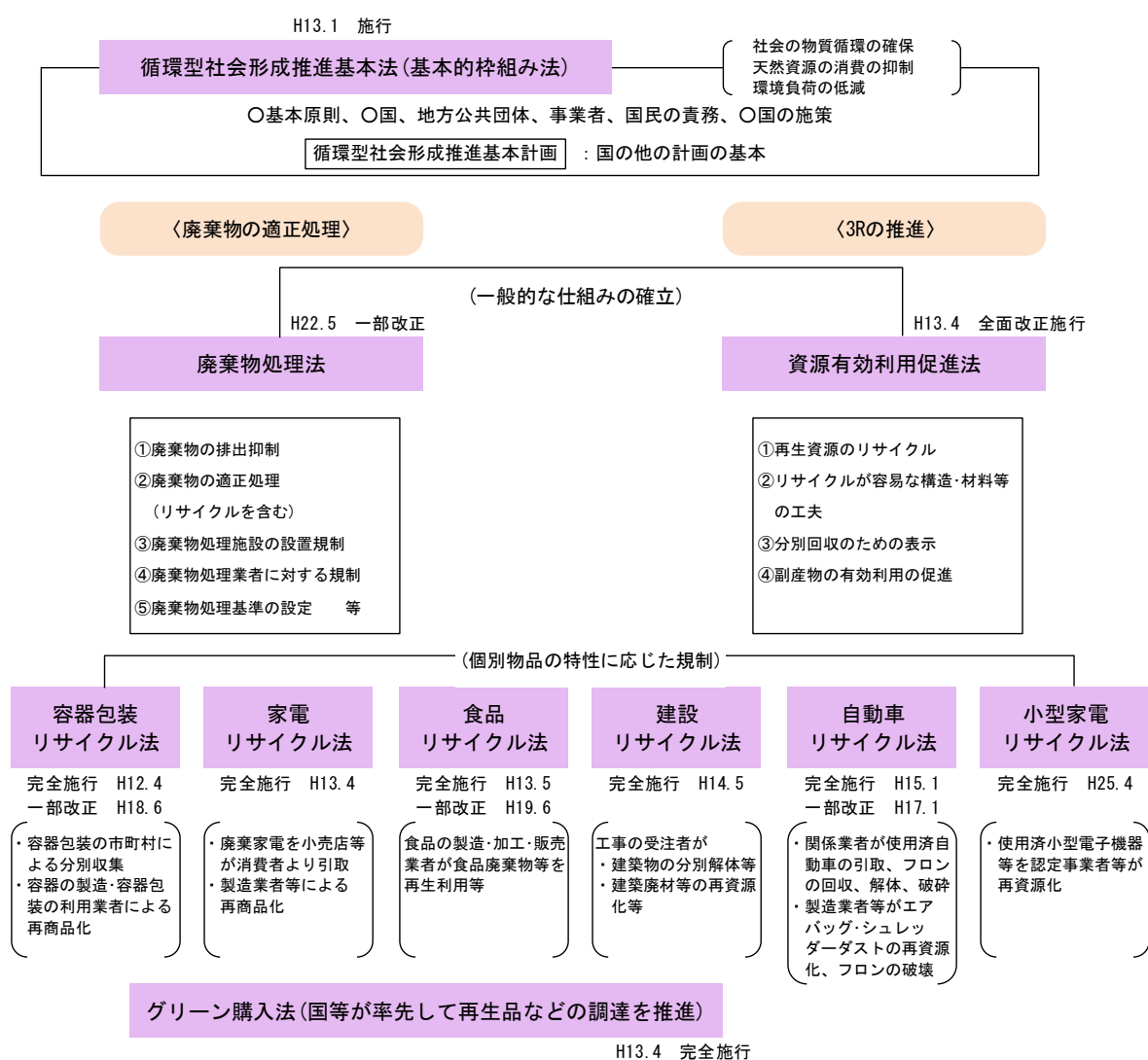
※中間処理施設は、塵芥処理場、苫小牧市沼ノ端クリーンセンター（焼却処理施設、破碎処理施設、埋立処分場）、最終処分場は苫小牧市柏原最終処分場の温室効果ガス排出量を推計しています。

3-8 ごみ処理における動向

1. 廃棄物・リサイクルに関する法律

(1) 循環型社会形成のための法体系

平成12年（2000年）の通常国会で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤として「循環型社会形成推進基本法」が制定され、図に示す法体系のもとで各法律が改正、施行されています。今後、循環型社会形成のため、リサイクル関連法の着実かつ適切な運用を推し進める必要があります。



資料：資源循環ハンドブック2021(経済産業省)

図 3-8 循環型社会の形成のための法体系

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

国は、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」（令和元年（2019年）5月31日）を策定し、「3R+Renewable※」の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。

さらに、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3年（2021年）6月11日に公布され、令和4年（2022年）4月1日から施行されました。

※ごみを減らす3とおりの方法(Reduce、Reuse、Recycle)を標語にした「3R（スリーアール）」に、従来「ごみ」とされていたものを再生可能な資源に替えることを意味する「Renewable」を加えたもの。

● 6つの野心的なマイルストーン

- ①令和12年（2030年）までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制すること
- ②令和7年（2025年）までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること
- ③令和12年（2030年）までにプラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルすること
- ④令和17年（2035年）までに使用済プラスチックを100%リユース、リサイクル等により有効利用すること
- ⑤令和12年（2030年）までにプラスチックの再生利用を倍増すること
- ⑥令和12年（2030年）までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入すること

2. 国の方針・目標

(1) 循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを旨とし、国は循環型社会形成推進基本法（平成12年（2000年）法律第110号）に基づき、平成30年（2018年）6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。

表 3-27 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（指標・数値目標）

項目		指標の種類	指標
循環型社会の全体像	入口	物質フロー指標	資源生産性：約49万円/トン（令和7年度）
	循環	物質フロー指標	入口側の循環利用率：約18%（令和7年度）
			出口側の循環利用率：約47%（令和7年度）
出口	物質フロー指標	最終処分量：約1,300万トン（令和7年度）	
持続可能な社会づくりとの統合的な取組	環境的側面と経済的側面の統合的向上	項目別取組指標	循環型社会ビジネスの市場規模：平成12年度の約2倍（令和7年度）
	環境的側面と社会的側面の統合的向上	項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：平成12年度の半減（令和12年度）
			事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定
循環と低炭素の統合的向上	項目別取組指標	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率：21%（令和4年度）	
多種多様な地域循環共生圏形成		項目別物質フロー指標	1人1日当たりのごみ排出量：約850g/人・日（令和7年度）
			1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除く）：約440g/人・日（令和7年度）
			事業系ごみ排出量：約1,100万トン（令和7年度）
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環		項目別物質フロー指標	出口側の循環利用率：約47%（令和7年度）
		項目別物質フロー指標	家庭系食品ロス量：平成12年度の半減（令和12年度）
			事業系食品ロス量：今後、食品リサイクル法の基本方針において設定
		項目別取組指標	食品循環資源の再生利用等実施率：食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%（令和元年度）
土石・建設材料	項目別取組指標	個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率：100%（令和2年度）	
適正処理の更なる推進と環境再生	適正処理の更なる推進	項目別取組指標	電子マニフェストの普及率：70%（令和4年度）
			一般廃棄物最終処分場の残余年数：平成29年度の水準（20年分）を維持（令和4年度）
			産業廃棄物最終処分場の残余年数：要最終処分量の10年分程度（令和2年度）
万全な災害廃棄物処理体制の構築		項目別取組指標	災害廃棄物処理計画策定率：都道府県100%、市町村60%（令和7年度）
循環分野における基盤整備	循環分野における情報整備	項目別取組指標	電子マニフェストの普及率：70%（令和4年度）
	循環分野における人材育成、普及啓発等	項目別取組指標	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：約90%（令和7年度）
			具体的な3R行動の実施率：平成24年度の世論調査から約20%上昇（令和7年度）

(2) 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針・平成13年（2001年）5月環境省告示第34号）」（以下、「廃棄物処理基本方針」と言います。）において、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的方向、減量・リサイクル等の目標、施策推進に関する基本的事項、廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項等を定めており、平成28年（2016年）1月に一部変更・追加しています。

表 3-28 廃棄物処理基本方針の主な変更・追加箇所の概要（平成28年（2016年）1月）(1)

区分		主な変更・追加箇所
基本的な方向		・世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題へ対応する。 ・低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。
廃棄物の適正な処理に関する目標（令和2年度（2020年度））	排出量	【一般廃棄物】 平成24年度（2012年度）比約12%削減 【産業廃棄物】 平成24年度（2012年度）に対し増加を約3%に抑制
	再生利用率	【一般廃棄物】 約27%に増加 【産業廃棄物】 約56%に増加
	最終処分量	【一般廃棄物】 平成24年度（2012年度）比約14%削減 【産業廃棄物】 平成24年度（2012年度）比約1%削減
	1人1日当たり排出量	【家庭系ごみ】 500g/人・日（集団回収量、資源ごみ等を除く）
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	・食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスを削減する。 ・自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。 ・使用済小型電子機器等を市町村等へ引き渡す。
	市町村の役割	・関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 ・民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置付けるように努める。 ・他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。 ・災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保する。
	国の役割	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。 ・水銀廃棄物の適正な回収を促進する。
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	・事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。 ・地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	・食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 ・焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。
	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	・熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。
その他廃棄物の処理に関する必要な事項		・技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（中央環境審議会答申）」も踏まえ、戦略的に実施していく。

表 3-29 廃棄物処理基本方針の主な変更・追加箇所の概要（平成28年（2016年）1月）（2）

区分		主な変更・追加箇所
非常災害時における施策を実施するために必要な事項	施策の基本的考え方	・災害廃棄物は、可能な限り分別、再生利用等によりその減量を図り、廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる。
	市町村の役割	・各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行う。 ・非常災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、被災地域の廃棄物処理施設や最終処分場等を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行う。 ・大規模災害時には、広域的連携体制で域内の災害廃棄物の処理を行う。
	都道府県の役割	・各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定・見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行う。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、域内の処理全体の進捗管理に努める。 ・大規模災害時には、速やかに実行計画を策定し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、被災市町村に対する支援を行う。
	国の役割	・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定し、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進める。 ・地域ブロック間の連携を促進する。 ・非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行う。 ・大規模災害発生時には、速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。
	事業者及び技術専門家の役割	・非常災害発生時には、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努める。 ・大量の災害廃棄物又は非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、主体的に処理するよう努める。
	大学・研究機関等専門家の役割	・国及び地方公共団体に対して必要な協力を行う。 ・発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努める。
	災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用	・地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努める。 ・大規模災害発生時には、公共関与による処理施設等の活用を検討する。 ・地方公共団体は、域内における廃棄物処理施設について、先行投資的な視点、主体的な取組の視点などを踏まえた整備に努める。 ・大規模災害時には、災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。 ・国は、地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行う。 ・地方公共団体は、非常災害発生時には、整備した処理施設、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保する。
	災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信	・国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システムの課題整理・活用するとともに、災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。 ・地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の情報発信を行う。 ・地方公共団体は、平時から、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努める。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努める。

(3)地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年（1998年）法律第117号）第8条に基づき、平成28年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画が令和3年（2021年）10月に改訂されています。当該計画では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。また、廃棄物処理における取り組みとして3Rの推進や廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の更なる推進等についても規定されており、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、当該計画と整合性の取れたものとする必要があります。

表 3-30 地球温暖化対策計画の概要

区分		計画概要
温室効果ガス削減目標		【令和12年度】平成25年度比46%減
目標達成のための対策・施策	国の基本的役割	■多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進 ■率先した取組の実施 ■国民各界各層への地球温暖化防止行動の働きかけ ■地球温暖化対策に関する国際協力の推進 ■大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況等に関する観測及び監視
	地方公共団体の基本的役割	■地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進 ■自らの事務及び事業に関する措置 ■特に都道府県に期待される事項
	事業者の基本的役割	■事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な対策の実施 ■社会的存在であることを踏まえた取組 ■製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減
	国民の基本的役割	■国民自らの積極的な温室効果ガスの排出の量の削減 ■地球温暖化防止活動への参加等
温室効果ガスの排出削減対策・施策（廃棄物処理関連）		■廃棄物処理における取組（エネルギー起源二酸化炭素） ・温室効果ガスの排出削減にも資する3R+Renewableの推進 ・サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の今後の策定に向けての具体的検討 ・廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収や廃棄物燃料の製造等の推進 ・廃棄物処理施設やリサイクル設備等における省エネルギー対策、EVごみ収集車等の導入によるごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出削減の推進 ■廃棄物焼却量の削減（非エネルギー起源二酸化炭素） ・3R+Renewableを推進することにより、石油を原料とする廃プラスチック・廃油などの廃棄物の焼却量の削減（市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律や個別リサイクル法に基づく措置の実施、廃油のリサイクルの促進等による廃棄物の排出抑制、再生利用の推進） ■廃棄物最終処分量の削減（メタン） ・循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標の達成や廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標に向けた3R+Renewableの推進（市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、処理体制の強化等） ■廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用（メタン） ・廃棄物最終処分場の設置に際して準好気性埋立構造を採用することによる嫌気性埋立構造と比べた場合の埋め立てられた生ごみなどの有機性廃棄物の生物分解によるメタン排出量の削減 ■一般廃棄物焼却量の削減等（一酸化二窒素） ・3R+Renewableの推進による一般廃棄物焼却施設における廃棄物の焼却量を削減 ・ごみ処理の広域化等による全連続式焼却炉への転換や一般廃棄物焼却施設における連続運転による処理割合の増加による一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化

3. 北海道の方針・目標

(1) 北海道循環型社会形成推進基本計画

道では、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針として、平成27年（2015年）4月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定し、北海道らしい循環型社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

令和2年（2020年）3月には、計画に基づく指標の達成状況や、社会情勢の変化等を踏まえて、後継計画となる北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）を策定しました。

表 3-31 北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）の概要

区分	計画概要
計画期間	令和2年度～令和11年度
計画の目標	北海道らしい循環型社会の形成 ○人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会。 ○企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3Rや適正処理が定着している社会。 ○家畜ふん尿、生ごみや林地未利用材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会。
指標及び数値目標	【物質フロー指標】 (1) 循環利用率 17%（平成29年度 15.7%から 1.3%増） (2) 最終処分量 82万トン以下（平成29年度 100万トンから約 18%削減） 【取組指標】 (1) 環境に配慮した取組の推進に関する目標値（目標年次：令和6年度） ◆ごみ減量化、再使用・再利用のための具体的行動（道民意識調査結果）→意識度：95%以上、実践度：60～80%以上 (2) 廃棄物の処理に関する目標値（目標年次：令和6年度） ①一般廃棄物 ◆排出量 170万トン以下（平成29年度比約10%削減） ◆1人1日当たり排出量900g/人・日以下（平成29年度比約5%削減） ◆リサイクル率 30%以上（平成29年度比約6ポイント増加） ◆最終処分量 25万トン以下（平成29年度比20%削減） ②産業廃棄物 ◆排出量 3,750万トン以下（平成29年度比約3%削減） ◆再生利用率 57%以上（平成29年度比約1.5ポイント増加） ◆最終処分量 57万トン以下（平成29年度比16%削減） (3) バイオマス利活用に関する目標値（目標年次：令和4年度） ◆廃棄物系バイオマス利活用率（炭素量換算）90%以上（平成28年度89.8%） ◆未利用バイオマス利活用率（炭素量換算）70%以上（平成28年度71.5%） ◆バイオマス活用推進計画等策定市町村 60市町村（平成30年度54市町村） (4) リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興に関する目標値 ◆廃棄物の処理に関する目標（前述(2)）を目標とする
道が総合的・計画的に講ずべき施策	(1) 3Rの推進 (2) 廃棄物の適正処理の推進 (3) バイオマスの利活用の推進 (4) リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

(2) 北海道廃棄物処理計画

北海道の廃棄物処理計画は、昭和49年（1974年）12月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第2次計画まで産業廃棄物の適正処理を目的として見直しされてきました。廃棄物処理法の改正により一般廃棄物も合わせた処理計画を定めることとなり、平成13年（2001年）12月に北海道廃棄物処理計画として策定され、平成17年（2005年）3月、平成22年（2010年）4月、平成27年（2015年）3月の改定を経て、令和2年（2020年）3月に北海道廃棄物処理計画（第5次）が策定されました。

北海道廃棄物処理計画（第5次）は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とするもので、国の基本方針で示されている廃棄物の「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処分の確保」や、「廃棄物処理施設整備計画」に加え、北海道が目指す循環型社会の実現に向けて基本的な方針に示される「バイオマスの利活用」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を視点としています。

さらに、「経済的側面や社会的側面にも視野を広げた循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組」と「地域循環共生圏」の考え方を踏まえるものとしています。

また、排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保、バイオマス利活用において、令和6年度（2024年度）における目標値を以下のように定めています。

表 3-32 北海道廃棄物処理計画（第5次）の概要

区分	計画概要		
計画期間	5年間（令和2年度から令和6年度まで）		
適正処理に関する目標 （目標年次：令和6年度）		目標（令和6年度）	現状（平成29年度）
	(1) 排出抑制 ◆ごみの排出量 ◆1人1日当たりのごみ排出量 ◆1人1日当たりの家庭から排出するごみの量 ※（ ）内は資源ごみを除いた令和7年度の目標値	1,700千トン（約10%削減）以下 900g/人・日 550g/人・日 (440g/人・日)	1,873千トン 961g/人・日 598g/人・日 (453g/人・日)
	(2) 適正な循環利用 ◆一般廃棄物のリサイクル率	30%以上	24.3%
	(3) 適正処分の確保 ◆一般廃棄物の最終処分量	250千トン（約20%削減）以下	316千トン
	(4) バイオマスの利活用 ◆廃棄物系バイオマス利活用率 （排出量ベース（炭素換算量））	90%以上	89.8%
施策展開の基本的な考え方	(1) 適正な管理：廃棄物処理施設の適正管理等の確保及び排出抑制等に向けた取組の促進 (2) 協働による取組：道民、事業者及び行政が協働で取り組む廃棄物対策の推進 (3) 透明性の確保：廃棄物処理に関する様々な情報の提供・公表、各主体相互の対話の促進		
一般廃棄物の処理に関する方針	(1) ごみの排出の抑制 (2) ごみの適正な循環的利用 (3) ごみの適正処理の確保 (4) ごみの広域的な処理 (5) 効率的なごみ処理事業の運営 (6) 災害廃棄物対策等 (7) 生活排水対策		

3-9 ごみ処理における課題

平成29年度（2017年度）に策定された計画の進捗状況を確認し、ごみ処理の現状の課題を整理します。

1. 平成29年度（2017年度）基本計画の進捗状況

「平成29年度（2017年度）一般廃棄物処理基本計画（以下、「平成29年度基本計画」と言います。）」で定めた基本計画の進捗状況をまとめた結果を表 3-33に示します。安平町は令和3年度（2021年度）時点で平成29年度基本計画中間年次のごみ排出量の目標値を達成しています。厚真町は令和3年度（2021年度）時点で平成29年度基本計画目標年次のごみ排出量の目標値を達成しています。また、施策については、ほぼ計画どおりに実施しています。

表 3-33 平成24年度基本計画の進捗状況

区分	平成29年度基本計画 (平成30年度（2018年度） ～令和9年度（2027年度）)			令和3年度（2021年度）現在の進捗状況	
排出抑制 再資源化	人口推計			人口実績	
	区分	令和4年度 (2022年度) 中間年次	令和9年度 (2027年度) 目標年次	区分	令和3年度 (2021年度) 現況
	安平町	7,794人	7,453人	安平町	7,351人
	厚真町	4,633人	4,604人	厚真町	4,382人
	二町合計	12,427人	12,057人	二町合計	11,733人
	※年度9月末値で推計			※年度9月末値	
	ごみ排出量の目標量(ごみ総排出量)			ごみ排出量実績(ごみ総排出量)	
	区分	令和4年度 (2022年度) 中間年次	令和9年度 (2027年度) 目標年次	区分	令和3年度 (2021年度) 現況
	安平町	2,487t	2,335t	安平町	2,345t
	厚真町	1,523t	1,489t	厚真町	1,211t
二町合計	4,010t	3,824t	二町合計	3,556t	
収集運搬	分別収集未実施の資源物			現在の対応	
	資源物	現況		資源物	現況
	ダンボール	ごみステーションでの 古紙回収、集団回収で 対応中		ダンボール	ごみステーションでの 古紙回収、集団回収で 対応中
	紙製容器包装				
	新聞				
	雑誌				
中間処理	苫小牧市との広域ごみ処理の継続			継続中	
その他	①不法投棄対策の推進			実施中	
	②家庭ごみ有料化の実施（平成25年（2013年）7月～）			実施中	

2. 現状の課題整理

(1) ごみ減量目標の見直し

平成29年度基本計画におけるごみの減量目標は、ごみ総排出量を平成28年度（2016年度）値に対して、安平町が約13%減、厚真町で約4%減としました。厚真町は令和3年度（2021年度）時点で目標値を達成しています。安平町は目標値まで10tとなっています。

また、図 3-5に示すように、組合のごみ総排出量原単位は国・北海道より低い水準にあります。

平成29年度基本計画におけるごみの減量目標は概ね達成できていることから、本計画では新たにごみ減量目標を設定することとします。

(2) 資源物の分別徹底

苫小牧市委託業者への引き渡し等では、缶・びん・ペットボトル・紙パック・プラスチックの分別収集を行っています。また、ダンボール、新聞・雑誌類の古紙類については、古紙回収や集団回収で対応しています。

令和2年（2020年）3月に策定された北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）では、令和6年度における一般廃棄物のリサイクル率目標を30%以上としており、組合のリサイクル率は令和3年度（2021年度）時点で、22.2%と大きく下回っています。

現在、新型コロナウイルスの影響により、集団資源回収量が減少していることも踏まえ、焼却処理量・最終処分量の削減及びリサイクル率の向上をそれぞれ図るため、資源物の分別を徹底する必要があります。

(3) 最終処分における課題

燃やせないごみを埋立処分している柏原埋立処分場については、令和11年（2029年）に埋立終了予定となるため、次期最終処分場の整備については、継続して苫小牧市及び構成町と協議を進める必要があります。

第4章 ごみ処理の基本方針

4-1 ごみ処理の基本方針

組合は、平成29年度基本計画において循環型社会構築のための基本方針を決定し、ごみの減量・リサイクルを推進してきました。今後は、この基本方針に令和4年（2022年）4月1日から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の基本原則である「3R+Renewable（リニューアブル）」を踏まえた取り組みを行っていきます。

優先順位として、図 4-1に示すように、まず、廃棄物等の発生を抑制する排出抑制（Reduce：リデュース）、使い終わったものでも繰り返して使用する再利用（Reuse：リユース）によりごみの減量化を重点的に取り組み、次に排出されるごみに対して、生ごみの堆肥化、破碎選別処理による資源回収、資源化处理による再資源化、焼却処理での熱回収により再使用できないものを資源として再利用する再生利用（Recycle：リサイクル）を推進し、最後に、ごみの減量後、リサイクルが困難なごみに対して最終処分によりごみの適正処理を推進します。

また、これらの取り組みにプラスチックの資源循環の取り組みを促進するための措置を盛り込む方針とします。

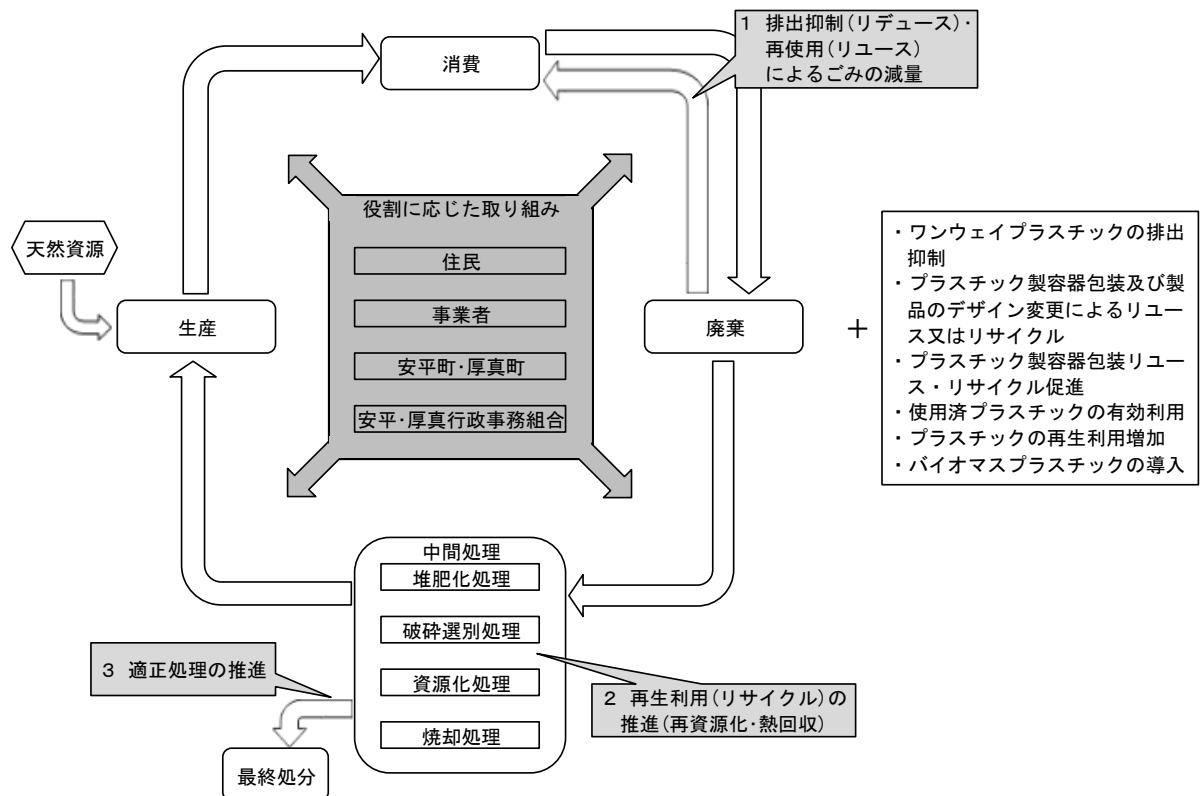


図 4-1 循環型社会に基づくごみ処理の考え方

組合では、このような循環型社会形成をさらに推進するため、住民、事業者、構成町、組合で協働し、以下の3つの基本方針に基づいて取り組んでいきます。

基本方針1 排出抑制・再使用によってごみの減量化に取り組む

基本方針2 排出されるごみの再生利用に取り組む

基本方針3 環境にやさしいごみ処理に取り組む

4-2 計画の目標

基本方針に基づいて、ごみ処理の各段階における主な目標を以下に定めます。

1. ごみの減量化

住民・事業者・構成町・組合が協力し、積極的にごみの排出抑制を推進するとともに、環境負荷の低減やごみ処理費用の抑制を図るための施策を検討します。

2. 収集・運搬

ごみの発生量や性状に合わせた効率的な収集・運搬体制により、排出されるごみの再生利用を優先的に推進します。

3. 中間処理・最終処分

塵芥処理場での中間処理や、苫小牧市との広域処理（破碎選別処理・焼却処理・最終処分）及び苫小牧委託業者への資源引き渡し等を今後も継続し、適正処理・処分を実施します。

4-3 数値目標の設定

本計画における数値目標として「ごみの減量目標」と「リサイクル目標」の2つを掲げます。

1. ごみの減量目標

ごみの発生や排出の抑制により、排出されるごみの減量を図るものとし、本計画におけるごみ減量目標を設定します。

安平町及び厚真町のごみ減量目標は、北海道廃棄物処理計画（第5次）における目標値を参考に設定（ごみ総排出量原単位を年間0.9%減量（平成29年度961g/人・日を令和6年度900g/人・日以下）し、家庭系ごみ排出量原単位を年間1.1%減量（平成29年度598g/人・日を令和6年度550g/人・日以下））とします。

減量目標

令和14年度（2032年度）におけるごみ総排出量原単位を令和4年度（2022年度）から約9%減量する。令和14年度（2032年度）における家庭系ごみ排出量原単位を令和4年度（2022年度）から約11%減量する。

■安平町のごみ減量目標

	令和4年度(2024年度) (計画策定年次)	→	令和14年度(2032年度) (計画目標年次)
ごみ総排出量標	2,329 t/年		1,795 t/年
(令和4年度(2022年度)比)			(22.9%減)
ごみ総排出量原単位目標	868 g/人・日		790 g/人・日
(令和4年度(2022年度)比)			(9.0%減)
家庭系ごみ排出量目標	1,350 t/年		1,018 t/年
(令和4年度(2022年度)比)			(24.6%減)
家庭系ごみ排出量原単位目標	503 g/人・日		448 g/人・日
(令和4年度(2022年度)比)			(10.9%減)
事業系ごみ排出量目標	869 t/年		679 t/年
(令和4年度(2022年度)比)			(21.9%減)

■厚真町のごみ減量目標

	令和4年度(2024年度) (計画策定年次)	→	令和14年度(2032年度) (計画目標年次)
ごみ総排出量標	1,195 t/年		1,064 t/年
(令和4年度(2022年度)比)			(11.0%減)
ごみ総排出量原単位目標	747 g/人・日		680 g/人・日
(令和4年度(2022年度)比)			(9.0%減)
家庭系ごみ排出量目標	854 t/年		743 t/年
(令和4年度(2022年度)比)			(13.0%減)
家庭系ごみ排出量原単位目標	534 g/人・日		475 g/人・日
(令和4年度(2022年度)比)			(11.0%減)
事業系ごみ排出量目標	295 t/年		278 t/年
(令和4年度(2022年度)比)			(5.8%減)

■組合のごみ減量目標

	令和4年度(2024年度) (計画策定年次)	→	令和14年度(2032年度) (計画目標年次)
ごみ総排出量標	3,524 t/年		2,859 t/年
(令和4年度(2022年度)比)			(18.9%減)
ごみ総排出量原単位目標	823 g/人・日		745 g/人・日
(令和4年度(2022年度)比)			(9.5%減)
家庭系ごみ排出量目標	2,204 t/年		1,761 t/年
(令和4年度(2022年度)比)			(20.1%減)
家庭系ごみ排出量原単位目標	515 g/人・日		459 g/人・日
(令和4年度(2022年度)比)			(10.9%減)
事業系ごみ排出量目標	1,164 t/年		957 t/年
(令和4年度(2022年度)比)			(17.8%減)

2. リサイクル目標

組合のリサイクル率は、新型コロナウイルスの影響による集団資源回収量の減少により減少し続け、令和3年度（2021年度）現在で22.2%となっており、北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）の示す目標30%を下回っています。今後は、ごみの分別排出の徹底などにより、令和14年度（2032年度）のリサイクル率の目標を以下のように設定します。

リサイクル目標

令和14年度（2032年度）のリサイクル率を23%以上にする。

※リサイクル率＝（処理による資源化量＋集団資源回収量）／（ごみ処理量＋集団資源回収量）

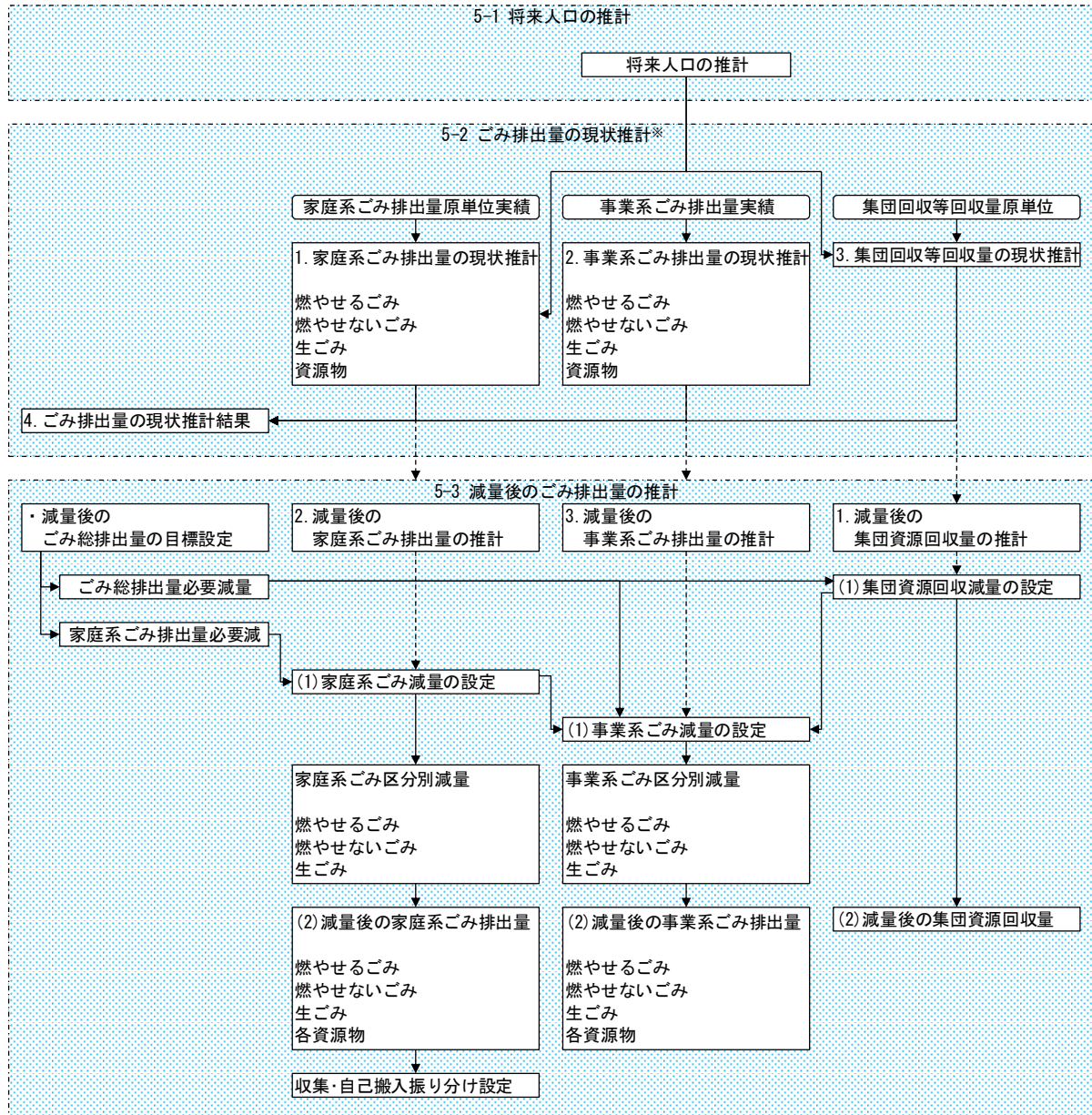
※集団資源回収量はごみステーションでの古紙回収、学校等の集団回収、拠点回収の合計とする。

ーごみの再生利用推進のための取り組みー

- 1 生ごみの分別回収
- 2 資源物（缶、びん、ペットボトル、紙パック、廃プラスチック、紙類、剪定枝）の分別回収
- 3 ステーションや集団回収による古紙回収（ダンボール、雑誌、新聞紙等）
- 4 古着・古布、小型電子・電気機器、廃食油、使用済み割りばし、眼鏡の拠点回収
- 5 塵芥処理場での金属や小型電子・電気機器回収

第5章 ごみ排出量の推計

図 5-1にごみ排出量の推計の流れを整理したフローを示します。



※現状推計は、過去のごみ排出量の排出実績を基に、現状の排出・処理体制で推移した場合のごみ排出量を推計したものです。

図 5-1 ごみ排出量の推計フロー

5-1 将来人口の推計

将来人口は、「第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第4次厚真町総合計画 改訂版」と整合を図り、設定します。

表 5-1 総合戦略等による将来人口

(単位：人)

構成町	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
安平町	7,582	7,006	6,444	5,893	5,362	4,872
厚真町	4,452	4,432	-	-	-	4,021

表 5-2 本計画において設定する将来人口

(単位：人)

構成町	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
安平町	7,351	7,236	7,121	7,006	6,894	6,781
厚真町	4,382	4,382	4,382	4,382	4,382	4,382
二町合計	11,733	11,618	11,503	11,388	11,276	11,163
構成町	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	
安平町	6,669	6,556	6,444	6,334	6,224	
厚真町	4,370	4,350	4,329	4,309	4,288	
二町合計	11,039	10,906	10,773	10,643	10,512	

※各年度の人口は9月末値とし、年度間の人口は直線補完しています。

※構成町においては、人口実績が令和3年度（2021年度）時点で総合戦略等による将来人口よりも少なくなっています。したがって、推計される将来人口推計値が令和3年度（2021年度）実績よりも少なくなる年度まで、令和3年度（2021年度）の人口実績値で置き換えることとして推計します。

※安平町は令和4年度（2022年度）の人口推計値を令和3年度（2021年度）実績に置き換え、厚真町は令和10年度（2028年度）まで令和3年度実績に置き換えています。

5-2 ごみ排出量の現状推計

1. 家庭系ごみ排出量の現状推計

家庭系ごみ排出量の現状推計は、以下の式で推計します。

$$\text{家庭系ごみ排出量現状推計} = \text{家庭系ごみ排出量原単位現状推計 (g/人・日)} \\ \times \text{行政区域内人口 (人)} \times \text{年間日数 (日)} \div 10^6$$

家庭系ごみ排出量原単位現状推計は、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの過去5年間の実績推移を勘案し、設定しました。

表 5-3 家庭系ごみ排出量原単位の現状推計

(単位：g/人・日)

区分		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)	設定方法
安平町	燃やせるごみ	241	234	231	平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度)の過去4年間のトレンドより、再現性の高い分数式を用いて推計
	燃やせないごみ	28	26	24	平成29年度(2017年度)、令和元年度(2019年度)～令和3年度(2021年度)の過去4年間のトレンドより、再現性の高い対数式を用いて推計
	生ごみ	132	128	126	令和元年度(2019年度)～令和3年度(2021年度)の過去3年間のトレンドより、再現性の高い分数式を用いて推計
	資源物	102	99	97	平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度)の過去5年間のトレンドより、再現性の高い対数式を用いて推計
厚真町	燃やせるごみ	251	239	235	平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度)の過去4年間のトレンドより、再現性の高い分数式を用いて推計
	燃やせないごみ	30	27	25	平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度)の過去4年間のトレンドより、再現性の高い分数式を用いて推計
	生ごみ	148	143	141	令和元年度(2019年度)～令和3年度(2021年度)の過去3年間のトレンドより、再現性の高い分数式を用いて推計
	資源物	105	100	97	令和元年度(2019年度)～令和3年度(2021年度)の過去3年間のトレンドより、再現性の高い分数式を用いて推計

表 5-4 家庭系ごみ排出量の現状推計

(単位：t/年)

区分		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
安平町	燃やせるごみ	647	581	525
	燃やせないごみ	75	65	55
	生ごみ	354	318	286
	資源物	274	246	220
		1,350	1,210	1,086
厚真町	燃やせるごみ	401	383	368
	燃やせないごみ	48	43	39
	生ごみ	237	229	221
	資源物	168	160	152
		854	815	780

2. 事業系ごみ排出量の現状推計

事業系ごみ排出量現状推計は平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの過去5年間の実績推移を勘案し、設定しました。

表 5-5 事業系ごみ排出量の現状推計

(単位：t/年)

区分		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)	設定方法
安平町	燃やせるごみ	688	688	688	令和元年度（2019年度）～令和3年度（2021年度）の過去3年間の実績平均で一定推移
	燃やせないごみ	37	37	37	令和3年度（2021年度）実績で一定推移
	生ごみ	100	99	99	平成29年度（2017年度）、令和元年度（2019年度）～令和3年度（2021年度）の過去4年間のトレンドより、再現性の高い分数式を用いて推計
	資源物	44	41	40	平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）の過去5年間のトレンドより、再現性の高い分数式を用いて推計
		869	865	864	
厚真町	燃やせるごみ	221	221	221	令和3年度（2021年度）実績で一定推移
	燃やせないごみ	23	23	23	令和3年度（2021年度）実績で一定推移
	生ごみ	24	26	26	平成30年度（2018年度）～令和3年度（2021年度）の過去4年間のトレンドより、再現性の高い分数式を用いて推計
	資源物	27	26	25	平成29年度（2017年度）、令和元年度（2019年度）～令和3年度（2021年度）の過去4年間のトレンドより、再現性の高い分数式を用いて推計
		295	296	295	

3. 集団資源回収量の現状推計

集団資源回収量の現状推計は、以下の式で推計します。

集団資源回収量の現状推計

＝集団資源回収量原単位現状推計（g/人・日）

×行政区域内人口（人）×年間日数（日）÷10⁶

集団資源回収量原単位現状推計は、新型コロナウイルスの影響により、現在行われていない回収があり、今後の回収は未定であるため、令和3年度（2021年度）の実績で一定推移するものとして設定しました。

表 5-6 集団資源回収量の原単位の現状推計

区分		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
集団資源回収量原単位 (g/人・日)	安平町	41	41	41
	厚真町	29	29	29
集団資源回収量 (t/年)	安平町	110	102	93
	厚真町	46	47	45
		156	149	138

4. ごみ排出量の現状推計結果

構成町ごとに家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収量を推計した結果を以下に示します。

目標年次（令和14年度（2032年度））のごみ総排出量は、令和3年度（2021年度）現在に対して安平町で約15%減少、厚真町で約2%減少となっています。また、安平町においては、ごみ総排出量原単位は増加する見込みです。

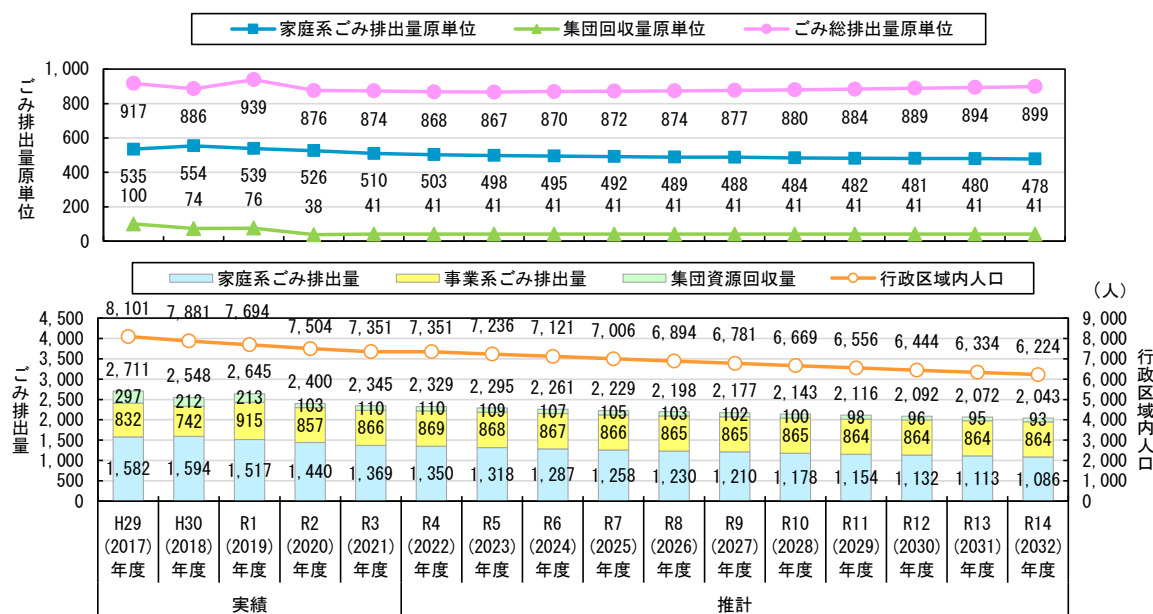


図 5-2 ごみ排出量の現状推計結果(安平町)

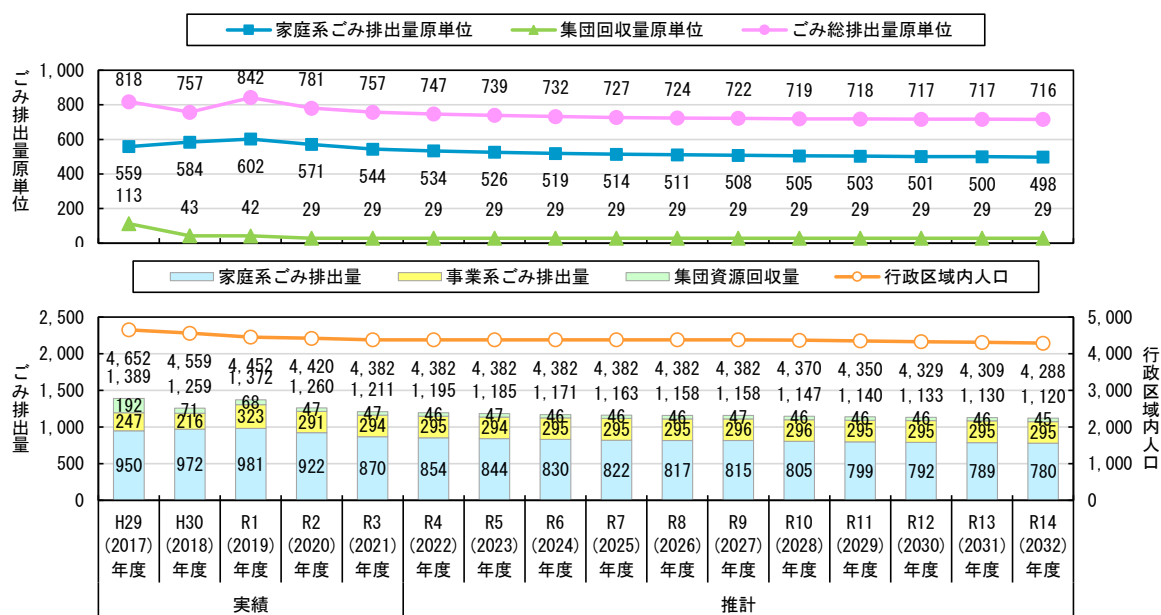


図 5-3 ごみ排出量の現状推計結果(厚真町)

5-3 減量後のごみ排出量の推計

ごみ排出量について、今後の各種施策推進により、ごみの減量目標及びリサイクル目標を達成するために必要なごみ減量を設定し、ごみ減量後のごみ排出量を推計します。

ごみ減量は、計画策定年次である令和4年度（2022年度）を基準とし、計画目標年次（令和14年度（2032年度））まで徐々に増加させるものとします。

本計画において、減量対象ごみは、家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収の全ごみ区分としますが、「資源物」及び「集団資源回収」については、減量を大きくしないものとして、さらに50%補正します。

また、基準となる令和4年度（2022年度）におけるごみ排出量は、「5-2 ごみ排出量の現状推計」における推計値と同じとします。

1. 減量後の集団資源回収量の推計

(1) 集団資源回収減量の設定

集団資源回収減量は、ごみ総排出量のごみ減量を現状推計における家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団資源回収量見合いで按分し、減量を50%補正します。

集団資源回収減量の考え方

・必要減量

ごみ総排出量のごみ減量を現状推計における家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団資源回収量で按分した量をさらに50%補正

表 5-7 集団資源回収必要減量（安平町）

（単位：t/年）

区分	令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
①ごみ総排出量目標	2,329	2,057	1,795
②ごみ総排出量減量	－	272	534
③現状推計における集団資源回収量按分率	－	4.7%	4.6%
④補正率	－	50%	50%
必要減量（②×③×④）	－	6	12

表 5-8 集団資源回収必要減量（厚真町）

（単位：t/年）

区分	令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
①ごみ総排出量目標	1,195	1,144	1,064
②ごみ総排出量減量	－	51	131
③現状推計における集団資源回収量按分率	－	4.1%	4.0%
④補正率	－	50%	50%
必要減量（②×③×④）	－	1	3

(2) 減量後の集団資源回収量

以下の方法で、減量後の集団資源回収量を算出します。

減量後の集団資源回収量

令和4年度（2022年度）の集団資源回収量－必要減量

表 5-9 減量後の集団資源回収量

(単位：t/年)

区分	令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
安平町	110	104	98
厚真町	46	45	43

2. 減量後の家庭系ごみ排出量の推計

(1) 家庭系ごみ減量の設定

家庭系ごみ排出量目標から令和4年度（2022年度）における家庭系ごみ排出量を差し引きします。

また、ごみ区分別のごみ減量は、必要ごみ減量を減量対象ごみの現状推計におけるごみ排出量見合いで按分します。

なお、資源物については、減量を50%補正します。

家庭系ごみ減量の考え方

・ 必要減量

家庭系ごみ排出量目標から令和4年度（2022年度）における家庭系ごみ排出量を差し引いた量

・ 資源物のごみ減量

家庭系ごみの減量を現状推計における家庭系ごみ区分別排出量で按分した量をさらに50%補正

・ 資源物以外のごみ区分別のごみ減量

家庭系ごみの減量から家庭系資源物の減量を差し引き、現状推計における家庭系燃やせるごみ・燃やせないごみ・生ごみ排出量で按分した量

表 5-10 家庭系ごみ必要減量（安平町）

(単位：t/年)

区分		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
家庭系ごみ排出量目標		1,350	1,179	1,018
家庭系ごみ減量		-	171	332
ごみ区分別減量	資源物	-	17	34
	燃やせるごみ	-	93	181
	燃やせないごみ	-	10	19
	生ごみ	-	51	98

表 5-11 家庭系ごみ必要減量（厚真町）

(単位：t/年)

区分		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
家庭系ごみ排出量目標		854	810	743
家庭系ごみ減量		-	44	111
ごみ区分別減量	資源物	-	4	11
	燃やせるごみ	-	23	59
	燃やせないごみ	-	3	6
	生ごみ	-	14	35

(2) 減量後の家庭系ごみ排出量

以下の方法で、減量後の家庭系ごみ区分別排出量を算出します。

減量後の家庭系ごみ区分別排出量

令和4年度（2020年度）の家庭系ごみ区分別排出量－家庭系ごみ区分別必要減量

表 5-12 減量後の家庭系ごみ排出量（安平町）

(単位：t/年)

区分		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
家庭系ごみ	燃やせるごみ	647	554	466
	燃やせないごみ	75	65	56
	生ごみ	354	303	256
	資源物	274	257	240
		1,350	1,179	1,018

表 5-13 減量後の家庭系ごみ排出量（厚真町）

（単位：t/年）

区分		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
家庭系ごみ	燃やせるごみ	401	378	342
	燃やせないごみ	48	45	42
	生ごみ	237	223	202
	資源物	168	164	157
		854	810	743

3. 減量後の事業系ごみ排出量の推計

(1) 事業系ごみ排出目標の設定

事業系ごみ排出量は、ごみ総排出量のごみ減量から集団資源回収減量及び家庭系ごみ減量を差し引きます。

また、ごみ区分別のごみ減量は、必要ごみ減量を減量対象ごみの現状推計におけるごみ排出量見合いで按分します。

なお、資源物については、減量を50%補正します。

事業系ごみ減量の考え方

- ・必要ごみ減量

ごみ総排出量のごみ減量－集団資源回収減量－家庭系ごみのごみ減量

- ・資源物のごみ減量

事業系ごみの減量を現状推計における事業系ごみ区分別排出量で按分した量をさらに50%補正

- ・資源物以外のごみ区分別のごみ減量

事業系ごみの減量から事業系資源物の減量を差し引き、現状推計における事業系燃やせるごみ・燃やせないごみ・生ごみ排出量で按分した量

表 5-14 事業系ごみ必要減量（安平町）

（単位：t/年）

区分		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
①ごみ総排出量減量		－	272	534
②集団資源回収減量		－	6	12
③家庭系ごみ減量		－	171	332
事業系ごみ減量(①－②－③)		－	95	190
ごみ区分別減量	資源物	－	2	4
	燃やせるごみ	－	78	156
	燃やせないごみ	－	4	8
	生ごみ	－	11	22

表 5-15 事業系ごみ必要減量（厚真町）

（単位：t/年）

区分		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
①ごみ総排出量減量		-	51	131
②集団資源回収減量		-	1	3
③家庭系ごみ減量		-	44	111
事業系ごみ減量(①－②－③)		-	6	17
ごみ区分別減量	資源物	-	0	1
	燃やせるごみ	-	4	13
	燃やせないごみ	-	1	1
	生ごみ	-	1	2

(2) 減量後の事業系ごみ排出量

以下の方法で、減量後の事業系ごみ区分別排出量を算出します。

減量後の家庭系ごみ区分別排出量

令和4年度（2020年度）の事業系ごみ区分別排出量－事業系ごみ区分別必要減量

表 5-16 減量後の事業系ごみ排出量（安平町）

（単位：t/年）

区分		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
事業系ごみ	燃やせるごみ	688	610	532
	燃やせないごみ	37	33	29
	生ごみ	100	89	78
	資源物	44	42	40
		869	774	679

表 5-17 減量後の事業系ごみ排出量（厚真町）

（単位：t/年）

区分		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
事業系ごみ	燃やせるごみ	221	217	208
	燃やせないごみ	23	22	22
	生ごみ	24	23	22
	資源物	27	27	26
		295	289	278

4. 減量後のごみ排出量の整理

(1) 収集・自己搬入別ごみ排出量の設定

収集・自己搬入ごみの区分別排出量は、構成町の平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）実績の平均値における収集・自己搬入ごみ比率を用いて按分します。

(2) 資源物の種類別ごみ排出量の設定

家庭系ごみ（収集・自己搬入ごみ）、事業系ごみの資源物の種類別ごみ排出量について、構成町の平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）実績の平均値における資源物比率を用いて按分します。

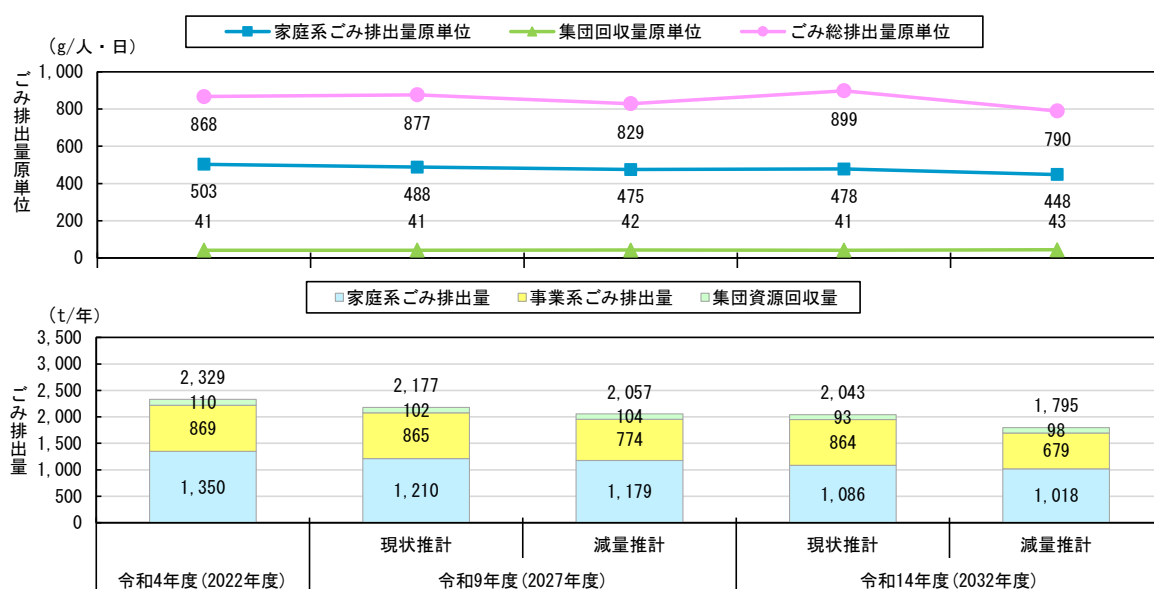


図 5-4 減量後のごみ排出量の推移（安平町）

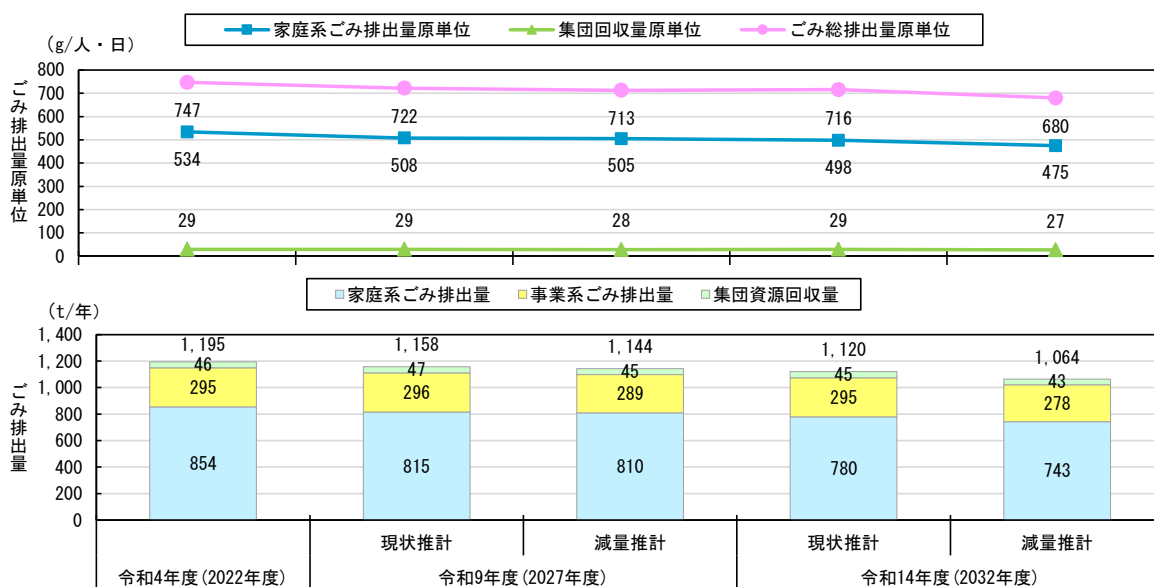


図 5-5 減量後のごみ排出量の推移（厚真町）

5. ごみ排出量のまとめ

家庭系・事業系別のごみ排出量の推計結果を表 5-18に、収集・自己搬入別のごみ排出量の推計結果を表 5-19にそれぞれ示します。

表 5-18 ごみ排出量の推計結果（家庭系・事業系別）

(単位：t/年)

区分			安平町			厚真町		
			令和４年度 (2022年度) (計画策定)	令和９年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)	令和４年度 (2022年度) (計画策定)	令和９年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
家庭系	収集＋自己搬入	燃やせるごみ	647	554	466	401	378	342
		燃やせないごみ	75	65	56	48	45	42
		生ごみ	354	303	256	237	223	202
		資源物						
		缶	21	21	21	13	13	13
		びん	46	43	40	34	33	32
		ペットボトル	23	22	20	14	14	13
		紙パック	1	1	1	1	1	1
		金属類	23	21	20	16	16	15
		プラスチック	98	91	83	56	54	51
		紙類	52	49	46	32	31	30
		剪定枝	10	9	9	2	2	2
			274	257	240	168	164	157
	1,350	1,179	1,018	854	810	743		
事業系	自己搬入	燃やせるごみ	688	610	532	221	217	208
		燃やせないごみ	37	33	29	23	22	22
		生ごみ	100	89	78	24	23	22
		資源物						
		缶	9	7	8	6	6	5
		びん	7	7	6	6	6	6
		ペットボトル	3	3	3	2	2	2
		金属類	5	5	5	4	4	4
		プラスチック	5	5	5	4	4	4
		紙類	8	8	7	5	5	5
		剪定枝	7	7	6	0	0	0
			44	42	40	27	27	26
			869	774	679	295	289	278
ごみ排出量合計			2,219	1,953	1,697	1,149	1,099	1,021
集団資源回収量			110	104	98	46	45	43
ごみ総排出量合計			2,329	2,057	1,795	1,195	1,144	1,064

表 5-19 ごみ排出量の推計結果（収集・自己搬入ごみ別）

(単位：t/年)

区分		安平町			厚真町		
		令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)	令和4年度 (2022年度) (計画策定)	令和9年度 (2027年度) (中間目標)	令和14年度 (2032年度) (計画目標)
収集	燃やせるごみ	536	459	386	339	320	289
	燃やせないごみ	52	45	39	37	35	32
	生ごみ	354	303	256	237	223	202
	資源物	缶	21	21	13	13	13
		びん	46	43	34	33	32
		ペットボトル	23	22	14	14	13
		紙パック	1	1	1	1	1
		プラスチック	97	90	55	53	50
		紙類	52	49	32	31	30
		剪定枝	10	9	2	2	2
		250	235	219	151	147	141
		1,192	1,042	900	764	725	664
自己搬入	燃やせるごみ	799	705	612	283	275	261
	燃やせないごみ	60	53	46	34	32	32
	生ごみ	100	89	78	24	23	22
	資源物	缶	9	7	6	6	5
		びん	7	7	6	6	6
		ペットボトル	3	3	2	2	2
		金属類	28	26	20	20	19
		プラスチック	6	6	5	5	5
		紙類	8	8	5	5	5
		剪定枝	7	7	0	0	0
		68	64	61	44	44	42
		1,027	911	797	385	374	357
	ごみ排出量	2,219	1,953	1,697	1,149	1,099	1,021
集団資源回収量		110	104	98	46	45	43
ごみ総排出量		2,329	2,057	1,795	1,195	1,144	1,064

※構成町ごとに過去5年間の家庭系ごみの収集・自己搬入ごみの平均比率を用いて、家庭系ごみの品目ごとに収集ごみ、自己搬入ごみに按分し、家庭系自己搬入ごみと事業系ごみの合計を自己搬入ごみとしました。

第6章 ごみ処理基本計画

6-1 基本方針に基づく住民・事業者・構成町・組合の行動指針

住民、事業者及び構成町並びに組合が、ごみ処理基本方針で取り組むべき行動をそれぞれ以下に示します。

基本方針1 排出抑制・再使用によるごみの減量

【住民の取り組み】

- ・地球環境に配慮した製品を選び購入（グリーン購入）します。
- ・不要なものは買わない、物は大切に長く使う、リユース品の積極利用等、ライフスタイルの見直しを図るよう努めます。
- ・レンタル、フリーマーケット、リサイクルショップ、不用品交換などを活用します。
- ・マイバック運動や過剰包装の辞退により、レジ袋等のごみの削減に努めます。
- ・修理・修繕により、製品等の長期的使用に努めます。
- ・生ごみ排出時の水切りや食べ残し・廃棄食品等を削減し、食品ロスの削減に努めます。

【事業者の取り組み】

- ・使い捨て商品、容器等の製造・利用を自粛し、繰り返し使用できる製品の開発・利用・販売に努めます。
- ・ごみがなるべく出ない生産工程、製品等への改善を行います。
- ・レジ袋の削減や過剰包装の自粛等、簡易包装の推進に努めます。
- ・ごみを多量排出する事業者は、ごみ処理計画及び関連施策に積極的に協力し、ごみの排出抑制に努めます。

【構成町・組合の取り組み】

- ・住民、事業者に対し**構成町のホームページや広報紙**を活用し、ごみの排出状況等、ごみの減量化に関する情報の普及啓発及び必要に応じた指導の実施に努めます。
- ・住民や事業者が実施するごみの排出抑制や減量化に向けた取り組みへの支援を行います。
- ・小売業者への過剰包装や緩衝材の使用の抑制や、住民への簡易包装の協力を啓発します。
- ・マイカップ、マイボトル、マイ箸等の持参運動を推進します。
- ・庁用品、公共事業における再生品の使用に努めます。
- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。

基本方針２ 再生利用の推進

【住民の取り組み】

- ・環境リサイクルに関する各種講座・イベントへの積極的な参加に努めます。
- ・ごみを出すときは資源物を種類別に分別し、ごみの出し方のルールを守って排出します。
- ・地域の集団回収等（古紙、古着・古布、小型電子・電気機器、廃食油、使用済み割りばし、眼鏡の回収）に参加し、資源物をリサイクルにまわします。
- ・スーパーなどの小売店で行っている牛乳パックや食品トレイなどの店頭回収を積極的に利用します。
- ・団体等が行っている集団回収に積極的に参加・協力します。

【事業者の取り組み】

- ・食品リサイクル法や建設リサイクル法などの各種個別リサイクル法を遵守するとともに、リサイクル製品の回収・再資源化を心がけます。
- ・食品廃棄物や廃材等の事業に伴う廃棄物について、資源となるものは再生利用を図り、資源とならないものは適正に処理します。
- ・事業系ごみの適正な分別・排出を徹底します。
- ・オフィス等から排出されるリサイクル可能な古紙類の資源回収について、事業者・各種団体が連携した資源回収活動を検討します。
- ・事務作業等で使用する物品について、再生利用品を利用するよう努めます。

【構成町・組合の取り組み】

- ・住民、事業者に対し構成町のホームページや広報紙を活用し、再生利用品使用の普及啓発に努めます。
- ・構成町のホームページ等を用いた再生事業者の紹介など、集団回収や事業者による資源回収等を支援します。
- ・分別排出されたごみについて、資源物の再資源化、生ごみの堆肥化、燃やせないごみに含まれる金属類や小型電子・電気機器等の回収などの循環資源のリサイクルを**推進**します。

基本方針 3 適正処理の推進

【住民の取り組み】

- ・ごみの分別区分・排出方法に従い、適正な分別排出を徹底します。
- ・ごみ出しのルールを守るとともに、住民同士で協力し、ごみステーションを適正に維持管理します。
- ・ごみの不法投棄やポイ捨てをなくし、地域の景観の保全に努めます。
- ・不法投棄者の摘発と不法投棄行為の抑止効果の向上のため、不法投棄者に関する情報の関係機関への提供など、不法投棄の監視・通報に協力します。

【事業者の取り組み】

- ・ごみの分別区分・排出方法に従い、適正な分別排出を徹底します。
- ・ごみの不法投棄やポイ捨てをなくし、地域の景観の保全に努めます。
- ・不法投棄者の摘発と不法投棄行為の抑止効果の向上のため、不法投棄者に関する情報の関係機関への提供など、不法投棄の監視・通報に協力します。

【構成町・組合の取り組み】

- ・住民、事業者に対し構成町のホームページや広報紙を活用し、ごみの処理状況等、ごみの適正処理に関する情報の発信を行い、日常的な啓発に努めます。
- ・地域と連携して、ごみの不適正排出・不法投棄や資源物の持ち去りなどの対策の実施・啓発に努めます。
- ・住民に対し、ごみステーションの自主的な管理活動の支援を継続していきます。
- ・ごみステーションへの不法投棄及び不適正排出に対し、住民、事業者、警察等の関係機関の協力を得て、適正管理による排出環境及び公衆衛生の向上に努めます。
- ・**インフラ長寿命化計画**を策定し、施設の長寿命化を図ります。

6-2 ごみ減量化・再生利用計画

ごみの減量化・再生利用は、循環型社会形成において、優先的に行うべき行動であり、住民、事業者及び構成町並びに組合がそれぞれ適切な役割を分担し、協働して積極的な取り組みを進めることが重要です。行動指針で示したごみ減量・再生利用の推進について、住民や事業者が自主的に取り組むように、構成町や組合が中心になって以下の事項について支援もしくは検討します。

①マイバック運動（買い物袋の持参）の推進

マイバッグ（買い物袋）の持参などでレジ袋などの包装ごみを削減します。

②ごみ減量に取り組む店舗の紹介

地球環境に配慮した再生品等の積極的な販売や包装の簡素化など、ごみ減量・再生利用の推進に取り組んでいる小売店等の紹介や周知を図ります。

③ホームページ・広報紙による啓発

構成町のホームページや広報紙を活用し、ごみと資源物に関する情報の広報活動をすすめる、ごみ減量に対する意識の向上を図ります。

④生ごみ減量の推進

住民に対して、計画的な食品の購入・使用や賞味期限等表示の理解を推進し、食品ロスの削減を促進します。

また、住民・事業者に対して、生ごみの発生を減らすための日常生活又は事業活動の見直しの啓発や生ごみの水切りによる減量を推進します。

⑤ごみステーションによる古紙回収の推進

住民に対して、燃やせるごみに多く含まれる紙類の減量化のため、ごみステーションによる古紙分別を普及啓発し、回収量の増加に努めます。

今後も、従来どおり、ごみステーションを回収場所とします。

⑥集団回収の推進

学校・子供会、自治会・町内会による古新聞、古雑誌等を回収する集団回収は、リサイクル推進や地域の活性化に効果があることから、集団回収の推進を支援します。

⑦拠点回収の推進

現在、構成町で実施している拠点回収については、今後も継続して支援するとともに、新たな拠点回収の推進について検討します。

⑧事業者による資源回収活動の推進

小規模事務所ではOA用紙等のリサイクル可能な古紙類は、燃やせるごみとして排出されることが多い状況にあります。事業所・各種団体が連携したリサイクルルートの構築など、事業者による古紙類の資源回収活動の協力・支援について検討します。

6-3 収集運搬計画

1. 基本方針

今後も苫小牧市との広域処理、生ごみ処理の民間委託を継続していくため、現在分別実施中の「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「生ごみ」、「缶」、「びん」、「ペットボトル」、「紙パック」、「プラスチック」、「紙類」、「剪定枝」及び「有害ごみ」の11区分について、今後も継続します。

現在分別実施中の資源物（缶、びん、ペットボトル、紙パック、プラスチック、紙類）については、引き続き住民や事業者分別排出徹底を啓発するための施策を実施していきます。

2. 基本事項

(1) 収集運搬範囲

現行どおり、収集対象は構成町の行政区域を対象とします。

(2) 収集運搬方法

現行体制のステーション方式を継続します。

また、将来、高齢化等により、ごみ出しが困難となる世帯の増加が懸念されるため、個別収集の導入を検討します。

(3) 有料指定ごみ袋・ごみ処理手数料体系

現行体制のごみ処理手数料を継続し、ごみ処理手数料収入は、ごみ処理や減量化・資源化施策の推進に充てていきます。

(4) 収集頻度

現行体制の収集頻度を継続します。

(5) 収集運搬体制

現行体制の委託業者による収集を継続します。

1. 基本方針

また、資源物の分別推進により、リサイクル率の向上を目指します。

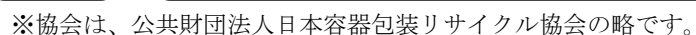


図 6-1 目標年次（令和14年度（2032年度））におけるごみ処理フロー

2. 中間処理

(1) 燃やせるごみ

現行処理を継続し、苫小牧市沼ノ端クリーンセンターの焼却施設で苫小牧市のごみと合わせて焼却処理します。焼却施設では、焼却排ガスの熱を回収し、発電や施設内暖房等に利用することによってサーマルリサイクルを推進します。

(2) 燃やせないごみ

現行処理を継続し、収集分は苫小牧市沼ノ端クリーンセンターの破砕施設で苫小牧市のごみと合わせて破砕選別処理し、破砕後の可燃物は焼却処理します。塵芥処理場への自己搬入分は破砕設備で破砕・金属等回収後の不燃残渣は、苫小牧市の柏原埋立処分場へ搬送し、埋立処分します。

(3) 生ごみ

現行処理を継続し、民間業者の処理施設で堆肥化処理を行います。

(4) 資源物

現行処理を継続します。

缶は、塵芥処理場でプレス処理して、回収事業者に売却します。

びん・ペットボトル・紙パックは苫小牧市委託業者の資源化施設に搬送し、資源化処理を行い、びん・ペットボトルは指定法人ルートへ搬出、紙パックは再生事業者へ売却します。

プラスチック、苫小牧市委託業者の資源化施設に搬送し、容器包装とその他プラスチックに選別後、圧縮梱包します。容器包装は指定法人ルートへ搬出、その他プラスチックは固形燃料化し、苫小牧市内の工場で利用します。

紙類及び剪定枝は、苫小牧市委託業者の資源化施設に搬送し、資源化します。

3. 最終処分

沼ノ端埋立処分場については、現行体制を継続します。

柏原埋立処分場については、令和11年に埋立終了予定となるため、次期最終処分場の整備について、苫小牧市及び構成町と継続して協議を進めていきます。

6-5 その他の計画

1. 不法投棄対策

地域住民、事業者、警察等の関連部署と連携し、構成町が不法投棄摘発のためのパトロール等を実施し、不法投棄を未然に防止します。

2. 災害廃棄物への対策

国は、地方公共団体における災害廃棄物対策の推進、特に地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の経験を踏まえ、今後発生する各種自然災害（地震、津波、豪雨、洪水、竜巻、高潮、豪雪等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、基本的事項を整理した「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）」を策定しました。

また、北海道では、災害からの早期の復旧復興に向けて、災害に伴い発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するため、「北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月）」を策定しました。

組合の地震等の災害時に発生するごみ等の廃棄物については、構成町が策定する地域防災計画に定める「廃棄物等処理計画」等に基づき、収集運搬及び処理を実施します。

3. 在宅医療廃棄物の処理

近年、高齢化が進み、自宅療養者の増加に伴い、在宅医療廃棄物（**注射器**、カテーテル、ガーゼ等）の増加が見込まれます。これらは廃棄物処理法上、一般廃棄物に該当し、原則として市町村にその処理責任があります**が**、**組合**では、在宅医療で使用した注射器**や**注射針は危険・特殊なごみとして収集対象外とし、その処理をかかりつけの病院へ相談**してもらう**こととしています。

今後も、在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利な物は収集対象外とし、その処理をかかりつけの病院へ相談してもらうよう指導していきます。

第7章 インフラ長寿命化計画（行動計画）

7-1 背景及び計画の目的

近年、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。さらに、少子高齢化や人口減少等による社会構造の変化に伴い、既存の公共施設に対する需要が変化していくことが想定され、公共施設等の状況を把握するとともに、適切な維持管理や更新等を推進していく必要があります。

国では、今後訪れる全国的なインフラの老朽化に対処すべく、インフラの戦略的な維持管理・更新等の方向性を示した「インフラ長寿命化計画」を定め、その中で地方公共団体の役割である行動計画について示しました。

こうした背景から、安平厚真行政事務組合（以下「組合」といいます。）は、今後訪れる人口減少などにより公共施設を取り巻く環境に変化が予想されることを踏まえ、所管する塵芥処理場の状況を把握し、中長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うことを目的としたインフラ長寿命化計画（行動計画）（以下「本計画」といいます。）を策定します。

7-2 対象施設等

本計画においては、組合が所管している施設及び設備等を対象とします。

7-3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

なお、取組の進捗状況や、全国的な情報や知見の蓄積状況等に応じて、適宜見直しを行います。

7-4 対象施設の現状と課題

本計画の対象施設の概要を以下に示します。

塵芥処理場は、竣工から36年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる状態です。現在は、定期的な修繕等により施設運転を行っていますが、今後、必要に応じて運営方針を検討する必要があります。

表 7-1 塵芥処理施設等の概要

名称	有機物供給センター
事業主体	安平・厚真行政事務組合（維持管理は組合）
所在地	勇払郡安平町早来北進218番地 7
竣工年次	昭和59年（1984年） 3 月
施設概要	1) 工場棟 鉄骨造平屋 457.25m ² 2) 脱臭棟 木造平屋 116.64m ² 3) 貯留棟 鉄骨造平屋 42.75m ² 4) 管理棟 木造平屋 103.68m ²

名称	塵芥処理場
事業主体	安平・厚真行政事務組合（運転・維持管理は民間委託）
所在地	勇払郡安平町早来北進218番地 7
竣工年次	昭和61年（1986年） 10 月
施設概要	1) 破砕処理施設 鉄筋コンクリート造地下 1 階 3 階建 1,157.61m ² ・処理能力 10t/8h ・処理方式 衝撃・剪断併用回転式 ・設備等 分別設備-磁気選別機 集じん設備-サイクロン式

名称	旧浸出水处理施設
事業主体	安平・厚真行政事務組合（維持管理は組合）
所在地	勇払郡安平町早来北進218番地
竣工年次	平成17年（2005年） 3 月
施設概要	1) 旧浸出水处理施設 鉄骨造平屋 141.66m ² 2) バルブ室 ブロック造平屋 8.48m ²

7-5 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

(1) 維持管理費実績

平成22年度から令和3年度までの維持管理費実績を整理します。過去12年間の維持管理費の推移は表 7-2及び図 7-1のとおりです。

各年で増減はありますが、破碎設備の修繕や点検費用等、設備関係の修繕費用が維持管理費のメインとなっており、令和3年度の維持管理費総額は約930万円となっています。

平成22年度以降の維持管理費の総額は、合計で11,270万円となっており、年間平均にすると、年間当たり約940万円の維持管理費がかかっています。

表 7-2 これまでの維持管理費の推移

(単位：千円)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
維持管理費	プラント	1,442	7,132	1,673	1,258	99	1,267
	設備	5,682	4,983	5,775	5,931	6,036	3,526
	その他	418	503	418	0	0	72
	合計	7,542	12,618	7,866	7,189	6,135	4,865

区分	H29	H30	R1	R2	R3	12年間合計	年間平均
維持管理費	プラント	0	726	4,180	13,442	660	32,303
	設備	3,458	1,449	4,802	2,118	2,460	49,314
	その他	1,769	5,864	5,842	4,730	6,136	31,042
	合計	5,227	8,039	14,824	20,290	9,256	112,659

※施設：処理場、管理棟の建屋に係る維持管理費を計上しています。

※設備：破碎設備関係、トラックスケール、電気関係の維持管理費を計上しています。

※その他：上記以外の敷地等の費用を計上しています。

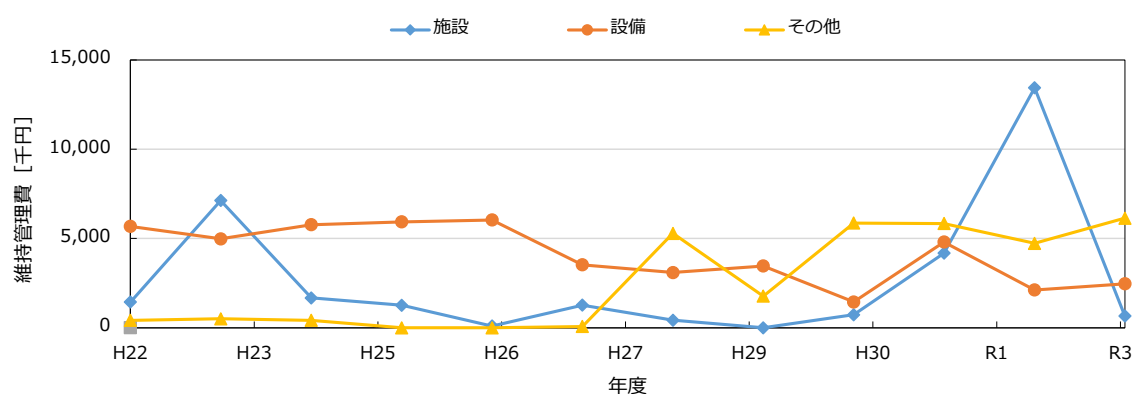


図 7-1 これまでの維持管理費の推移

(2)維持管理費の見通し

大規模更新を想定せず、現状の施設を維持管理により今後10年間使用していくと仮定すると、建屋や設備の老朽化が進んでいることから、これまでの維持管理費よりも修繕費の増加が想定されます。また、設備に大きな不具合や故障が発生した場合は、さらなる増加が見込まれます。

7-6 必要施策に係る取組の方向性

今後も長期安定的かつ経済的に施設を管理運営するために、必要な施策を以下に示します。

(1)点検・診断等の実施方針

施設や設備機器等の点検を適切に行うことで、今度の維持補修・管理計画等に活用します。

(2)維持管理・修繕等の実施方針

適切な維持管理・修繕等を行います。

修繕の緊急性や必要性等を考慮して、計画的に修繕、更新を行うことができるよう、緊急性や必要性等を考慮した優先順位をつけ、維持管理・修繕・更新等に必要な費用の縮減・平準化に努めます。

(3)安全確保の実施方針

施設における安全確保を図るため、法令に基づく施設及び各種設備の点検・診断を実施します。今後も、点検・診断により危険性が確認された設備については、直ちに対応します。

(4)長寿命化の実施方針

本計画に基づき、計画的な維持管理・修繕等を実施します。

7-7 フォローアップ計画

本計画を確実に実行するために、計画の進捗状況や実施効果を確認・点検し適切にフォローアップを行います。

また、本計画の内容は、財政状況等の変化に応じて随時見直しを行います。